

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
459	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議は民間団体にしたらいかがでしょう。	日本学術会議の会員の問題は一般国民とはかけ離れたところでわいわいやっている感じ。一部マスコミも「学問に自由」を振りかざして政府批判をしているが、いったい「学問の自由」とは何か、いろんな政治的な立場で異なってくる。国の安全保障についての学術会議の立場は現実とそぐわない。税金の補助を受けながら、国防面での産学協同に反対する団体。むしろ民間団体化して、思うようにやればいい。これまで聖域化し、何をやっているのか、報酬に見合う国への貢献をしているのか。成果を公表、一般国民の評価を求めべき。規制改革、行政改革の求められる団体では。	民間団体になれば、税金の無駄と、成果主義が求められ、より日本のサイエンス分野の進歩に役立つのでは。まず、学者の閉鎖社会の典型では。国民の批判にこたえられる団体になることを願う。国に金はもたらすが口を出すという知的エリートのおごれる「学問の自由論」に多くの国民は疑問を感じているのでは	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
460	令和3年1月27日	令和3年2月18日	特許出願文書中における1文200字超の長文の使用禁止	特許庁は、特許出願文書中では1文を200字以下とすることを審査基準として新設していただきたい。このことにより、一般公開された特許出願文書の意味内容を、より多くの技術者が明確に理解できるようになる。	特許出願文書では1文200字以上の長文がしばしば使用されている。1文1000字超のものもある。しかし、特許庁が当該文書を一般公開した段階で、当該分野の通常の技術者であっても、普通程度の日本語読解力しか持たない者では、このような長文の意味内容を理解することはできない。 理解できないと、先行特許への抵触を恐れて新たに発明する意欲が減退することになる。また、先行特許権者の許諾を受けようとする場合であっても、権利の内容や範囲を明確に理解できないので躊躇することになる。また、先行特許の発明者自身も、その長文を含む文書が発明を正確に記述できているかどうか確信できない。また、特許庁審査官並びに特許関連訴訟に携わる裁判官及び弁護士にも長文読解の多大な労力負担が加わり、費用が増すことになる。その結果、特許制度の利活用が停滞することになる。 長文を使用しなくとも、代わりに複数の200字以下の文及び箇条書きを使用することにより、意味内容を平易に伝えることが可能である。しかし、弁理士の世界では長文を長年にわたり使い続けてきた歴史があるらしく、長文使用を止めることに消極的である。長文使用を新規参入障壁として利用したいと考えているのかもしれない。それゆえ、政府が先頭に立って旧弊を打破し、特許制度の健全化を図ってほしい。	個人	経済産業省	特許関係法令及び特許・実用新案審査基準において、特許出願書類における一文の最大文字数に関する規定はありません。 他方、特許出願書類に含まれる明細書や、特許請求の範囲の記載は明確である必要があり、記載が不明確で、当該技術分野における通常の知識を有する者が理解できないものである場合、その出願は、特許法第36条第4項第1号や、同条第6項第2号の要件に反するものとして拒絶されることになります(特許法第49条第4号)。	特許法第36条、特許法第49条、特許・実用新案審査基準	対応不可	御指摘のように、特許出願書類が理解しやすく明確に書かれていることは重要です。一方、特許の出願書類は、通常の技術者に対して、権利の内容を正確に伝えることを目的としたものです。また、審査官は通常の技術者の目線で、実際に権利化した場合に権利範囲が正確に伝わるかを審査しています。特許発明の権利範囲を正確に確定する観点から、どのような発明を実施すると権利侵害となるかという構成要件をしっかりと記載する必要があり、一律に文字数制限を設けることは困難と考えます。 なお、主要国において出願書類の文字数制限を設けている例はなく、日本国特許庁に対する出願に文字数制限を設けると、他国知財庁に対する出願と権利範囲が相違し、出願人の不利益となるおそれもあります。 □	
461	令和3年1月27日	令和3年2月18日	財政法第28条等による○年度予算参考書類の作成について	財政法第28条等による○年度予算参考書類の作成に際して、政府出資主要法人は、その原稿入力のために、財務省主計の入力室に向向して入力する必要がある。全国津々浦々存在する同法人はそのために、霞が関まで出張し、修正が生じた場合にはそのために再度出張することになる。原稿を入力するシステムが財務省側で作れば、各法人にこのような無意味な時間、予算を使わずにすむはずである。	この時代に入力作業のために、出張させるのは、デジタル庁を設置し、ハンコ、FAXを廃止しようとする現在内閣の方針に反するものである。 平均して10万円(修正時も含んで2名、2回)の出張費が各法人にかかるとして、80法人あるので、800万円が年間この作業のために投じられており、今後もそれが10年間続くとしても8000万円である。それ以上続かないことを祈るばかりである。 それだけではなく、職員の貴重な時間も入力室に向向のために使うことになり、平均して50時間かかるとして、それが80法人で4000時間の無駄が生じている。	個人	財務省	財政法第28条等による予算参考書類の政府出資主要法人の資産、負債、損益その他に関する調査の作成にあたっては、各省庁や各法人のご担当者が財務省の入力室において原稿のデータ入力を行なっているところです。	財政法第28条	現行制度下で対応可能	ご提案のあった、財政法第28条等による予算参考書類の作成に際しての原稿を入力する環境の整備については、予算書作成時期(12月～1月)のみという限られた期間での利用であること等の理由から、各法人にシステムの導入を行うことは経済的ではないと考えます。 なお、遠方に所在する法人等においては、現在も所管省庁と所要のデータの共有を行ったうえで、省庁担当者が入力作業を実施している場合もあると伺っております。まずは、ご担当の省庁にご相談いただければと思います。	
462	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査のネット利用について	国勢調査のネット回答のIDについて、紙での配布のみではなくマイナポータルで確認できるようにしてほしい。	ネットを先行で回答できるようにした上で、当該世帯には紙を配布しないことにより、配達員及び印刷物のコストを削減できる。 デジタル化を目指すならネットのみで完結できるようにすべき。	個人	総務省内閣府	平成27年国勢調査においては、インターネット回答に必要なIDを先に配布し、インターネット回答がなかった報告者にのみ紙の調査票を後日配布する方法により実施しました。しかしながら、誤配布等が発生し、回答があった世帯を特定するのに多くの時間を要したほか、インターネット回答がなかった世帯に対する再訪問・再配布のコストが大きいことから、令和2年国勢調査は、IDと紙の調査票を同時配布する方法に変更しました。		その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	
463	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の事業内容について	年間予算10億とのこと、常設の必要性がないように思います。専門家の見地での意見が必要であれば、必要に応じて、都度その事業毎に求めることには如何ですか？	現状の日本学術会議は思想的にも偏りがあるのではないのでしょうか？そもそも、どういう思想、考え方の人がどういう功績・理由で選ばれているのか、明らかにしてほしいです。政府の政策に、肯定的・否定的、どちらの立場に偏りなく、選ばれているのでしょうか？ 少なくとも、国民は、学術会議から推薦された方々の詳細について、知る権利があります。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
464	令和3年1月27日	令和3年2月18日	学生納付特例制度の毎年の申請について	国立大学の生徒のリストと国民年金のリストを直結させ、毎年全学生が学生納付特例制度の申請書を送る手間を省いていただきたい。	国立大学に属し現在大学院で学んでいる学生ですが、毎年の学生納付特例制度関連の申請が負担です。私立の学生は難しいとしても、国立の学生に関しては、国と大学とがちゃんと連携をとればこの手間は省けるはずですが、国立の学生が、国にたいして自分が学生で学生納付特例制度を使うという意思を毎年手書きとさまざまな身分証の写しを添付して送付する作業は無駄が多すぎます。連携は難しくとも、せめてデジタル化していただければ、双方が楽になると思います。特に無駄なのは、申請が遅れたときにかかってくる電話です。大学制の若い世代は知らない電話番号からの電話よりメールの方がありがたいし、何より人件費の無駄だと感じます。制度の側から変えていただければ、全学生の負担が減ります。	個人	厚生労働省	国民年金については、20歳以上の方は、原則として毎月、国民年金保険料を納めることが義務となっています。一方で、国民年金保険料の学生納付特例制度は、所得が基準以下の学生の方が、国民年金保険料の納付を猶予できる制度であり、その適用については本人の申請によることとされています。そこで、在学期間中の学生納付特例申請手続きを簡素化するため、ターンアラウンド方式の動奨を実施しています。具体的には、初めて学生納付特例の申請手続きをする際に翌年度以降も引き続き在学予定である旨を記入されていた方には、当該翌年度から在学終了予定年度までの間は、申請年度、基礎年金番号等をあらかじめ印字したはがき形式の学生納付特例の申請書を日本年金機構からお送りし、必要最小限の事項を記入いただければ、証明書類等の添付書類を不要として、そのはがき形式の申請書を返送するだけの申請を可能としています。また、学生納付特例申請手続きが遅れますと、突然、障害を負った場合の障害年金等を受給できなくなってしまうことから、保険料の納付の確認や学生納付特例等の手続について、日本年金機構等からご連絡をさせていただく場合があります。	【国年法】第90条の3(学生納付特例) 【国年令】第6条の6、第6条の9、第6条の10、第6条の12(学生納付特例等の基準) 【国年則】第77条の4(学生納付特例の申請方法)	検討に着手	国民年金保険料の学生納付特例の申請手続については、制度の現状欄に記載の通りですが、国民年金保険料の免除・納付猶予をはじめとする国民年金第1号被保険者に係る申請等のオンライン化については、今後、関係機関と連携して検討を進めることとしております。	
465	令和3年1月27日	令和3年6月16日	県と市町村の保健活動について	支援を必要としている地域住民については公務員の保健師が訪問指導などを行なっている。従来は県の保健所の保健師が主体となっていたが、事業のほとんどは市町村の保健センターの保健師に移っている。しかし、一般の保健指導は市町村、高度な指導が必要なものは県の保健所と言う曖昧なすみ分けで、両方の機関で同じことを行っている。保健所は新型コロナウイルス対策を始めとして沢山の業務を抱えている一方で人員が不足しているという恒常的な課題が継続している。住民の保健指導業務は市町村の保健センターに一本化してほしい。これにより、住民にとっても窓口がわかりやすくなるとともに、保健所の人員削減も期待	縦割り行政の解消 二重行政の解消 人員削減 住民にとって窓口の一本化	個人	厚生労働省	健康増進法において、市町村は住民の健康増進を図るため、住民からの生活習慣改善に関する相談を受け、必要な保健指導を行うこととされています。他方、都道府県等(保健所)は、保健指導の中でも特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこととされています。また、地域保健法や同法に基づく基本指針において、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスは市町村が一体的に実施することとされ、保健所は地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点として位置づけられています。保健所では、精神保健や難病医療など専門的な対応が求められる保健サービスを、専門性の高い医療を提供する医療機関等と連携して提供しています。	健康増進法 地域保健法	対応不可	地域保健法上、保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域の医療機関との協力体制の整備や地域保健に関する情報収集・分析等を行うとともに、当該協力体制や知見も必要に応じ活用しつつ専門的・技術的な事項に関する保健指導を行っています。また、市町村保健センターは、住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスを一体的に実施しています。このように、市町村保健センターと保健所は、地域保健対策においてそれぞれ異なる役割を担っており、このため、ご提案のような保健所が行っている保健指導業務の市町村への移管は困難です。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られる地域等においては、自治体間が連携し、市町村保健センターの保健師等が近隣の保健所を応援するといった対応を取っているところもあると承知しています。	
466	令和3年1月27日	令和3年3月9日	児童わいせつ事件を起こした教師を教職に再雇用させない	教員にマイナンバーのような全国統一の社会番号のようなものを教員免許に紐づけて発行し過去教え子へのわいせつ事件を起こした者を他の自治体で再雇用するときに雇用側が参照できるようにする	猥褻事件を起こした教師が逮捕されたり、その後起訴されなかった場合や自主退職であれば氏名も公表されず他の自治体でまた教師に応募してきて把握できず再雇用され再び犯罪行為に手を染める人間が跡を絶たないと新聞の記事になっていた 教師による児童猥褻事件はずっとなくなるにまで毎月毎月発覚しウザリしている 教育委員会も文科省も何十年も何も変わっていない 令和になった今メスを入れてほしい	個人	文科科学省	番号452の回答を参照してください。				
467	令和3年1月27日	令和3年7月7日	こども園運営における幼稚園部、保育園部縦割りの弊害	こども園における1号幼稚園部と2号保育園部、すべての統合がなされるとありがたい。同じ園にもかかわらず、入園手続きから違うのは、利用者にとりかわりにくさがると思うし、園の運用面でも、長期休園のある幼稚園部と保育園部が同じレベルの教育の質を提供するのは難しい。また、文科省と厚労省双方の通知を理解するのは、現場に大きな負担である。	幼稚園部の仕組みをすべて、保育園部に組み込み、入園申し込み続きから退園手続きまで、保育園の運用に一本化させる。就労時間等保育の必要性によって入園調整をしているが、幼稚園部の園児も同様の考えに組み込む。そうすることで、利用者の入園手続の利便性は向上するし、限りある施設定員の中、ゆとりのある幼稚園部の人より、本当に保育を必要とする人を優先して入れることができる。幼稚園部特有の一律の長期休園もなくし、あくまで、保育園部同様、就労状況を基礎に園に預け入れることができたら、夏季休業中でも仕事もしやすくなる。現在、幼稚園部は一時あつかりの料金を払って仕事をせざるを得ないのが現状。いずれにせよ、幼児保育現場は、夫婦共働きで幼稚園部が大幅に減少し、保育園部のニーズが高まっているのが実情。幼稚園部を廃止し、幼児教育も保育部門で保育の一貫としてやっていくことが現場も分かりやすく効率的になると考える	個人	内閣府 文科科学省 厚生労働省	認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に提供することを目的とする施設です。利用定員については、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとに定めることになっていますが、認定こども園の設置者が確認時に地域の実態を踏まえた利用定員を設定して申請することが可能であり、確認申請を受けた市町村は当該市町村におけるニーズ等も考慮した利用定員を定めることとなっています。例えば、保育ニーズの高い市町村であれば、認可定員の範囲内で、2号認定子どもの利用定員を1号認定子どもの利用定員より多く設定することが可能です。また、市町村には保育の必要性のある子どもに対して保育を提供する義務があるため、保育を必要とする子どもの利用については、認定こども園を利用する場合においても市町村による利用調整を経ることとしています。一方、保育の必要性のない子どもの利用については、市町村に保育の提供の義務はないことや保護者の教育に対するニーズを尊重する観点等から、市町村による利用調整を経ず、原則として直接希望の施設に利用申請をすることとしています。なお、子ども・子育て支援新制度については、関係する内閣府・文科科学省・厚生労働省の3府省で緊密に連携し対応を行っているところです。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 学校教育法 児童福祉法	現行制度下で対応可能	保育の必要性のある子どもに、必要な教育・保育を提供できるよう、各市町村において利用ニーズを把握しその確保方を定めることとしています。また、認定こども園に変わっていった場合の一時的な利用定員の弾力的な運用を認めることとしており、利用者の利便性の向上にも努めております。また、関係する通知については、引き続き関係府省で連携して分かりやすい周知等に努めてまいります。	
468	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公募の掲載について	大学の公募がJRecinに掲載されているがすでに内々定者がいることが多い。しっかりと審査すべき	公募応募者は多大な苦勞をして書類を揃えるのに実際は内部で人事が決まっていることがある。これは大学の信用力低下につながるし若手の登用に寄与しない。 内々定がある場合は公募しないようにするべきであるとおもわれる。	個人	文科科学省	各大学における教員の採用の具体的なプロセスについては、各大学の責任において適正に行うこととされています。	なし	対応	大学の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員等の人事の在り方について不断の検証等を行うことが求められることから、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行い積極的な検討・見直しを促しています。	
469	令和3年1月27日	令和3年2月18日	防衛医大における印鑑の廃止	書類へのサインは全て、ボールペンによる記名にする	書類の手続きのために、防衛医大生は入校する際、印鑑を2つ買わされます。いつ、どんな書類へのサインが必要になるかわからないため、常に印鑑を持ち歩かなければなりません。自宅に忘れてきてしまうと押せないため、大変不便です。ボールペンで名字を記入するだけで良いはずなのに、わざわざ印鑑を持ち歩き、書類に押さなくてはなりません。現在防衛医大で学んでいる私は、友人とも、印鑑が廃止されれば良いのにとよく話しています。  本当に、印鑑は必要なのでしょうか？ボールペンによる記名で十分代用可能だと思います。  どうか、防衛医大における印鑑によるサインを廃止して下さい。	個人	防衛省	現在、防衛医科大学校では、学生生活の喫事項等に関する規定(表簿の取扱い等について(通達)等)があり、講義を欠席する場合の「欠課届」など、各種手続きに押印を必要としていたため、学生本人へ押印を求めております。	表簿の取扱い等について(通達)など	対応	今後、各種手続きに必要としていた押印については、令和2年度末までに自筆による記名または、電磁的記録での作成及び提出で処置できるよう規則改正を行い、押印を廃止いたしますので、常に印鑑を持ち歩く必要はありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
470	令和3年1月27日	令和3年2月18日	持続化給付金の添付資料について	もう2度と必要が無いことを望みますが持続化給付金の添付資料で確定申告書のコピーに電子申告した人が税務署の受付印がないと受付拒否されたそうです。国税局は電子申請を推奨しています。そこに受付印がないのは当然です。わざわざ税務署に出掛けて取らなければならない他の証明をなぜ求めるのですか。少なくとも納税の領収書、還付金の通帳のコピーで間に合うと考えます。	只でさえ生活に困っている人に余分な手間を掛ける。国税庁の方針に協力した人が馬鹿を見る。	個人	経済産業省 財務省	<p>持続化給付金を一刻も早く多くの事業者の皆様にお届けする観点から、電子申請をお願いしていますが、審査に当たり給付要件を満たしているかを確認するため、確定申告書類等の添付をお願いしています。</p> <p>電子申請により確定申告を行っている個人事業者の場合、申告等のデータが税務署に到達したものであることを確認するため、 ①上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がある確定申告書の添付をお願いしています。 ②受信通知(メール詳細)と確定申告書(上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がないもの)、 ③納税証明書(その2所得金額用)(事業所得金額の記載のあるもの)と確定申告書(上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がないもの)、 のいずれかの添付をお願いしています。</p> <p>一方、確定申告を電子申請されていない方には、税務署の收受印が押印された書類の添付をお願いしています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、電子申請により確定申告をされている場合は同欄に挙げた①～③のいずれかの書類を添付いただければ、税務署の收受印が押印された書類であればお詫び申し上げます。万が一、誤った御案内により御負担をおかけしたのであればお詫び申し上げます。御不明な点がございましたら、持続化給付金事務局(0120-279-292)にお問い合わせ下さい。	
471	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学の対面授業再開、キャンパス再開について	早稲田大学生の親です。現年も首都圏の大学ではほぼオンライン授業のみで、キャンパス閉鎖という大学もあります。オンライン授業は大学に選択権がある訳ではないはずですが、私たちはキャンパスで対面授業を受けることを前提として、高額な学費を払いました。前期は緊急事態でやむを得ず、というのは理解します。後期もさらに来年度もオンライン主体というのは納得できません。文科省や救済田文科大臣からも対面授業をするべきとの周知があるはずで、大学側はこれを無視しています。僅かな対面授業はありますが、息子は後期も全てオンライン。対面は全体の1割もないはず。大学の対面授業再開とキャンパス再開を1日も早く大学の対面授業再開を	大学のオンラインで費用がかかるのは理解できるが、だからといって後期までオンラインというのは、対面授業、キャンパス利用を前提として、高額な学費を払ったのに詐欺同然ではないのだろうか。前期はやむを得ないかもしれないが、世間はGOTOトラベル、GOTOイート、で会社も高校も普通営業。なぜ大学だけキャンパス閉鎖やオンライン授業が許されているのか。大学生たちは精神的に追い詰められ、退学や休学、鬱になっている人もいます。そもそも大学は授業だけでなく、キャンパスでの活動や、教授、友人、先輩後輩、などと人間関係を育んだり、図書館や学食、施設を使う、人を育てる教育機関のはず。施設も使用できず、学費満額にも憤りを感じる。社会的にGOTOキャンペーンをやるのなら、まず教育を受ける権利を、きちんと大学生に戻してほしい。今この若い将来ある大学生たちに一方的に負担させるなんて、冷酷すぎる。各大学に生徒や親が抗議しても、全く聴く耳を持たない。文科省の周知や文科大臣の要請さえ無視している。こんな大学に補助する必要があるのか、何かペナルティはないのか。1日部屋で1人でパソコンを見て課題をするだけの孤独な大学生を想像してもらいたい。前期だけ後期になったら大学に行ける、と我慢していたのに限界が近づいている。自ら命を絶ってしまわないように、大学生の立場に立って、誠実に大学としてできる努力をしてほしい。行革大臣及び文科大臣、文科省、大学には1日でも早い全面対面授業とキャンパス再開を求めたい。	個人	文部科学省	<p>大学等におけるオンライン授業等の遠隔授業については、大学設置基準等により教育課程の編成等について基準を示しています。例えば、大学の学部段階では、遠隔授業で修得可能な単位数は、卒業要件124単位のうち、上限60単位までとなっています。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、面接授業の全部又は一部の実施が困難である場合には、遠隔授業等を面接授業の代替として実施することができ、その場合は、修得単位数について上限への算入は不要とする特例措置を講ずることを各大学に周知しているところであり、大学における授業の実施については、各大学に対し、感染防止をするための対策を十分講じた上で、可能なものについては、対面による授業の実施を積極的に検討いただくよう、繰り返し発信しています。</p> <p>また例年と異なる授業形態を採用したり、施設の利用に制限を設けたりする場合は、その必要性や合理性について、学生や保護者の皆さんに丁寧に説明し理解を得るなど、当事者が納得して学生生活を送ることができるような環境を整えていただくよう、求めているところです。</p> <p>様々な創意工夫を講じて、学生たちの学修機会をきちんと確保している優れた取組を行っている大学の好事例を全国に水平展開しながら、各大学の工夫を求めています。</p>	<p>○ 大学設置基準第二十五条第二項(授業の方法) 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>第三十二条第五項(卒業要件) 5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。</p>	対応	制度の現状欄に記載のとおりですが、引き続き、感染の状況等を注視しながら、学生の皆様が納得して学生生活を送ることができるような環境を整えていただくよう、各大学における丁寧な取組を促してまいります。	
472	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の副業認可	現在公務員の副業が禁じられているが、一般行政公務員の副業が解禁されれば人材不足が解消される。	社会の人材不足が深刻化される昨今、解禁により経済的にも活性化され外国人にたよらない日本社会の構築が可能となる。	個人	内閣官房 人事院 総務省	<p>一般職の国家公務員は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(国家公務員法第96条第1項)とされており、一般職の国家公務員として守るべき服務規律の一つとして、職員の兼業を制限しております(国家公務員法第103条及び104条)。</p> <p>国家公務員法第104条では、同法第103条の対象となるものを除いて、報酬を得て行う他の事業等との兼業を制限しておりますが、 ①職務専念義務の確保 ②職務の公正な執行の確保 ③公務の信用の確保 に支障がないと認められた場合に、所轄庁の長等の許可を得て、兼業を行うことができますこととされており、 また、同法第103条では、自営兼業を制限しておりますが、同様に上記①～③に支障がないものとして認められる場合に、所轄庁の長等の承認を得て、兼業を行うことができますこととされており、 一般職の地方公務員の兼業については、基本的に国の兼業の取扱いと同様ですが、御提案の内容については、各任命権者が、職員の公務について、 ・与えられた職責を果たすことができるかどうか ・職責遂行のために勤務時間や注意力を用いることとされる義務(職務専念義務)を履行できるかどうか ・職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないかどうか といった観点から、公務と兼業業務との割り振りの妥当性を慎重に判断しなければならない事案であると考えます。</p>	国家公務員法第103条及び104条 地方公務員法第38条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。  ※なお、地方公務員における「任命権者の許可」の運用については、地域社会のコーディネーター等として本来の公務以外でも活躍することが期待されていることも踏まえ、総務省としても実態を調査し、好事例の周知や許可基準の運用・公表等に関する助言を行っているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
473	令和3年1月27日	令和3年3月9日	コロナ禍における国立大学の授業形態について	国立大学における授業形態を出来るだけ、元の対面式に戻して頂きたい。そのために要請よりも強い形で指示を出して頂きたい。	今、多くの人がこのコロナ禍において我慢を強いられている。国立大学に通う大学生もそのうちの一員である。確かに現状として、実験の多い学部やゼミに通う生徒から次第に組織が動いている。一方で講義の授業が多い学部、低学年の人々の多くは未だにオンラインによる授業参加である。これには様々な原因が考えられるが、要因の一つとして大学側の懸念が挙げられる。集団感染を起こした京都産業大や天理大が各方面からの批判的になってしまった話は記憶に新しいからである。その一方でGo Toキャンペーンが行われるなど、娯楽における移動への理解が進む中で、学びのための大学は機能していないという不健全とも言っている状態が続いている。いくつかの報告で学生は精神的に疲弊していることが報告されており、経済的な理由においても退学を考慮するものも多いという。精神疾患はコロナが治ればなくなるものではないし、学歴社会と言わざるを得ない日本での大学中退は手痛いものである。これは将来の日本社会の人材という財産を失うには十分な出来事となり得ると考える。先ほども述べた通り、どの大学においても非常に保守的な形式での授業が行われている。まずは国との関わりが強く影響力のある国立大学からでも良いので、感染対策をした上での通常の対面授業を促進してはもらえないだろうか？そうすれば周りの大学も方針を変えて行きやすい。この願い出をどこに叫べば良いかわからず、このシステムをお貸し頂きました。乱文失礼致しました。ご精読ありがとうございます。	個人	文部科学省	文部科学省では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても学生の学修機会の確保を図ることが重要と考えており、例えば、12月23日に発出した「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」(高等教育局長通知)では、「感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業の実施を検討するなど、学生の理解や納得を得た形での学修機会の確保に努めること」について周知を図っています。	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第2項、第32条第5項	対応	引き続き、学修機会の確保等について大学が学生の理解や納得を得た形を取り組むよう促していきます。	
474	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学における各種申請書類の電子化	大学において学生が提出・申請する書類、たとえば学費免除申請や休学届、あるいは在学証明書の発行など、すべて紙で行われており、いちいち大学事務まで赴かねばなりません。とくに現在はコロナの影響で大学事務が短縮開室となっており、予定を合わせるのも大変ですし、皆その日に来るのでかえって密になっています。メールでPDFをやりとりするか、学生ポータルサイトから申請できるようにすれば済む話です。わたしはフランスの大学に留学していたことがありますが、そのとき書類はすべてPDFであり、紙でやりとりしたことなどありません。印鑑のせいもあるのでしょうか。	大学において学生が提出・申請する書類、たとえば学費免除申請や休学届、あるいは在学証明書の発行など、すべて紙で行われており、いちいち大学事務まで赴かねばなりません。とくに現在はコロナの影響で大学事務が短縮開室となっており、予定を合わせるのも大変ですし、皆その日に来るのでかえって密になっています。メールでPDFをやりとりするか、学生ポータルサイトから申請できるようにすれば済む話です。わたしはフランスの大学に留学していたことがありますが、そのとき書類はすべてPDFであり、紙でやりとりしたことなどありません。印鑑のせいもあるのでしょうか。	個人	文部科学省	御指摘の学生が提出申請する書類については、法令等において書面とすることを規定しておらず各大学ごとに内部規定や運用により提出書類やその方法を定めているところです。	なし	現行制度下で対応可能	大学・学生間における連絡や事務手続きのデジタル化を進めることは、迅速な情報共有を実現するとともに、大学・学生双方の負担軽減にも大きく寄与するものであることから、各大学が学生による手続き等について内部規則等で定めている場合には、各大学の実情を踏まえつつ、必要に応じて見直しを進めていただくよう、文部科学省より、令和2年10月21日付事務連絡「大学等が学生に求める押印の見直し及び大学等・学生間における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各大学へ依頼をしているところです。	
475	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国勢調査について	同一住所に二世帯5人家族で生活をしています。紙の国勢調査票には4人までしか記入欄がなく、ネットには世帯主を2人入力するとエラーになります。コールセンターの回答では役所に行って事情を説明しログインIDやパスワードを取得するようことでした。選挙では同一住所でも世帯分だけ郵便が届くのにも、なぜ国勢調査では違うのですか？横の情報の共有化をお願いします。	国勢調査の件で、ウチは二回問い合わせをしています。これから役所に行くので合計三回になります。同じような全国の二世帯以上家族分の問い合わせ対応人数と時間が削減されます。回答しようという意欲がなくなるのでデメリットです。今回、同一住所複数世帯については選挙管理委員会との情報共有化によって解決できる事案だと思います。セキュリティ面でのハードルは高いと思いますが期待しています。	個人	総務省	国勢調査の世帯の定義に係る回答については、番号107の回答を参照してください。行政記録を活用した書類の送付に係る回答については、番号76の回答を参照してください。				
476	令和3年1月27日	令和3年2月18日	教育公務員の出勤簿について	教育公務員の出勤簿を廃止すべき。	現在教育公務員の殆どは出勤簿に押印する形で勤怠管理されています。毎朝出勤するたびに押印をする単純な仕組みなのですが、その実態はかなりお粗末なものです。月末にまとめて30回押印する者、月曜の朝に1週間分先に押してしまう者、思い出したときにまとめて押す者等、勤怠管理としての機能を全く果たしていません。そこで、この無意味な出勤簿制度の廃止をいくつかの段階に分けた提案します。(1)既にタイムカードを導入している自治体の出勤簿の即時廃止 せっかくタイムカードが導入されても、上から「これからも出勤簿に押印はするように」と指示されてしまっており、これではただ作業と管理コストが増えただけです。(2)タイムカードを全自治体への導入を加速し、出勤簿の撤廃をする。これを行うことのメリット・職員勤務時間についての意識がシビアなものになり、漫然と残業を行う者が少なくなる。・出勤簿の管理をする管理職の業務量軽減になる・勤怠の捏造が行われにくくなる。緊急度は高くない気もしますが、強く無駄を感じている部分の一つです。	個人	文部科学省	番号27の回答を参照してください。				
477	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国立高等専門学校機構の出勤簿の廃止について	出張申請等がオンライン化されているのに、未だにハンコを押す出勤簿が存在しています。事務方の「慣例」だけで残っている出勤簿の廃止を提案します。	監査の直前に人事から連絡があり、まとめてハンコを押す出勤簿なんて、不要だと思いませんか？出勤しているのが前提なわけで、休んだ日だけ記録する「欠勤簿」で十分ではありませんか？特に、教育職は出勤管理が行われず、無給の超過勤務が放題です。職場の敷地内に入ったかどうかを確認すれば良いので、スマホのGPSで自動記録するだけで足りませんか？	個人	文部科学省	国立高等専門学校機構の規則において定めはありませんが、多くの学校においては出勤事実の確認のためのルールとして、出勤簿への押印を行っています。	なし	検討に着手	国立高等専門学校機構本部より各学校へ、形式的な書面主義・押印原則・対面主義の見直しを進めるよう、令和3年1月20日に通知しました。なお、国立高等専門学校機構の規則等に定められた諸手続きに係る押印手続き等は、順次見直しを行っています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
478	令和3年1月27日	令和3年3月9日	科学研究費の一元化と大学附置研の活性化	旧文部省のJSPSと旧科技庁のJSTを一元化し、無駄な重複をなくしてほしい。教育と研究に線を引き、旧科技庁には大学附置研を含め研究全体を管理してほしい。	ボトムアップの科研費のはずが実際大型予算を含みJSTの予算と重複している。そもそも様々な言い訳をつけてはいるが、研究費の管理が実質別の機関でされている必要がない。旧文部省と旧科技庁の融合が大幅に遅れていることも問題だが、分かれていたのでは旧文部省がJSPSを惜しくも手放すべきである。JSPSとJSTは統一の科研費とすれば、一研究者が過剰に取ることや、またボトムアップとトップダウンを一緒にコントロールできる。更に大学附置研をJSTが管理してほしい。将来、理研やWPIの原型になる可能性があるものには予算をつけてほしい。私が以前ドイツと比べて研究力が低いのは、独立研究所の量と質の問題である。突然100個の理研を作るより、大学附置研を盛り上げていくほうが早い。旧文部省のように予算に応じて閉じようとするのではなく、旧科技庁が盛り上げてほしい。なんとか規制を外し、附置研を旧文部省から離すことを提案したい。	個人	文部科学省	各法人においては、それぞれの設置目的に応じて業務を行っております。 独立行政法人日本学術振興会法（振興会の目的） 第三条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。 国立研究開発法人科学技術振興機構法（機構の目的） 第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中核的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。	独立行政法人日本学術振興会法、国立研究開発法人科学技術振興機構法	対応不可	両法人は、それぞれ異なる設置目的に応じて業務を行っており、具体的には、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図っています。一方、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発等を総合的に実施しています。各法人の所管する資金配分についてもその目的に沿って行うこととなります。 なお、一人の研究者に対する研究費の過度な重複を防ぐ観点からは、両機関において、審査の際に他の研究費等の受入れ状況を確認しているほか、JSPSが行う科学研究費助成事業（科研費）の審査において、JSTの戦略目標に照らし相応しい研究課題については科研費では採択しない旨を明確にし、JSPSとJSTそれぞれの役割を踏まえた審査・評価を行うとともに、科研費の成果を他事業に効果的に繋げるために情報を共有するなど、両機関間の連携を図っています。 また、政府全体として、競争的研究費の各種事務手続きに係るルールの一斉化、手続きの簡素化、デジタル化など研究者等の事務負担軽減にも努めています。今後も、基礎研究力の強化に向けて、引き続き研究現場の声を伺いながら、必要な改善を図ってまいります。 後者のご指摘については、現在、文部科学省研究振興局が、大学附置研、理研、WPI等をいずれも所管し、基礎研究力の強化に向けた取組を総合的に推進しているところですが、科学技術イノベーションの観点から、大学の研究力を高めることは重要であり、例えば令和2年度第三次補正予算及び令和3年度財政投融資計画（案）では、JSTに大学ファンドを創設し、その運用益を活用して世界トップレベルの研究大学を目指した研究基盤の強化を行う等の取組を新たに実施する予定としています。こうした取組を通じて、大学附置研を含めた大学の研究振興を図ってまいります。	
479	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学教員公募手続きのあり方	教員公募について、長い間感じている事務の問題です。どの大学でも共通して必要な書類（たとえば研究業績書など）に統一した書式がなく、応募の都度膨大な書類を書き直さなければならないことは、国内の若手・中堅研究者に過大な負担を強いるだけでなく、応募意欲を削いでいます。同時に、海外諸国の大学・研究機関ではメールに書類添付で応募が一般的な今の時代に、押印した紙文書の郵送を要求していることは、国内応募者にとってだけでなく、広く国際的に応募者を募る機会を阻んでいます。早急に改善すべき事柄と思います。	統一書式により、かつメールでの応募を一般的な応募方法とすることを徹底すれば、上記の通り、国内の応募者がより多くの応募機会を得ることができます。また、外国籍の優秀な研究者に門戸を開くだけでなく、海外に職を求めざるを得なかった在外の優秀な日本人研究者の帰国を促す一助ともなります。	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学省では、「研究力向上改革2019」において掲げた「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減」等を踏まえ、各大学等において、特に国外の研究者が応募・面接に当たり不利益の被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の推進に努めるよう好事例を示しながら依頼（令和元年5月事務連絡）したところです。	なし	対応	令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公募申請手続を取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行ったところです。	
480	令和3年1月27日	令和3年2月18日	財務省所管NACCSセンターが保有する現金預金等51億円の活用について	河野大臣が平成14年頃追及されていた財務省所管の輸出入・港湾関連情報処理センター（株）（NACCSセンター）は、税関手続及び関連民間業務を独占して手数料水準を10年以上高く維持している結果、現金預金31億円・投資有価証券20億円の合計51億円が国庫納付されることなく遊休資産となっている。独法であればムダな資産は国庫納付するのに、NACCSセンターは設置法に規定されていないことが要因。この現金等は、国民が支払った手数料が原資であるから、高止まりする手数料の引下げ原資とするか、国庫納付してコロナ対策などに有効に使うべきではないか。	NACCSセンターは、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（NACCS法）10条等により、税関手続及び関連民間業務を独占的に実施すること引き換えに全国で公平かつ安定的に、なるべく安い料金で実施しなければならないと規定されている。ところが、10年間以上、料金を維持した結果、R2年度には利益剰余金14.9億円を計上し、平成20年度の独法から株式会社化した際に、システム開発費用に使用すると引き継いだ資産40億円以上（注）は、使われることなく増加し続けている。（注）平成20.4.8(衆)財政金融委員会、松野(頼)委員、遠藤副大臣の質疑を参照 これは、NACCSセンターの費用は、国が利用度合いと無関係に赤字にならないように大半を支弁していることや、配当原資として毎年1億円以上を措置していること、民間が利用度合いに応じて支払う手数料が10年間改定されることなく意図的に放置していることが要因と業界の間で有名な話である。また、株式会社化された際に、配当金を支払う目的で法律に規定された財務省認可業務（貿易関連書類電子保管業務）が赤字を垂れ流しているため、その穴埋めに手数料が下げずにいるとも聞かれます。結果として、令和2年度末の財務諸表によると、現金預金31億円・投資有価証券20億円の合計51億円が有効に使われることなく遊休資産となっている。これらの資金は、利益剰余金も14.9億円と積み上がっていることを考えれば、NACCSの利用料を引き下げに使うか、法改正して国庫納付を実現しコロナで苦しむ国民のために利用するべきであると考えます。	個人	財務省	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」といいます。）は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第10条により「常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮」しつつ「全国において、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行われるように努めなければならない」とされています。	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第10条	その他	NACCSセンターの株式は、政府保有義務分を除き平成28年に株式売払いが行われており、現在、同社の株主は国（50.01%）だけではなく民間（49.99%）も含まれており、平成29年以降は毎年配当により国及び民間の株主へ株主還元を行っております。また、NACCSセンターの利益剰余金については、国及び民間の利用者からの利用料金によるものであり、これらはNACCSの運営などに活用することにより、利用者全体に還元していくことが適当であります。いずれにせよ、NACCSセンターの利益剰余金の処分については、株式会社として経営が適正かつ効率的に行われるための資産水準を確保しつつ利用者の利便性向上などの利用者還元の方策について、同社において検討されるべきものと考えられます。いただいたご提案についてはNACCSセンターにお伝えさせていただきます。  （参考）NACCSセンターの令和2年3月31日現在の貸借対照表によると、資産の部のうち現金及び預金は31.06億円、投資有価証券は20億円ですが、負債の部のうち流動負債は43.37億円となっております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
481	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国立大学における入札制度の見直しについて	国立大学において、事業者に対して〇〇〇万円以上の案件は入札とするという制度を撤廃していただきたい。入札ではなくコンペでもいけるようにしてほしい。	コロナ禍におけるオンライン化により、国立大学の学内合説オンライン化について、競争見積もりでの入札案件となっている大学が多数あります。 その場合、キャリア支援に今まで関わりのなかったIT企業などが、オンラインイベントの運営ができるということだけで入札に参加できる状況です。 オンラインサービスは業界問わず手が出しやすい領域です。大学としては、就職支援キャリア支援に精通している業者をお願いしたいと思いますが、いらら仕様書を作り込むとはいえ、就職支援についてよくわからないIT企業でもとにかく安く入札すれば落札できるような現状です。 業者側の立場からすると、ある一定以上の案件になると、なぜコンペではなく入札しなければいけない制度になっているか理解できません。ある一定以上の金額が必要な大規模プロジェクトだからこそ、入札は避けた方が、組織や学生のためになるとしか思えません。 ご検討のほどよろしくお願い致します。	個人	文部科学省	なし	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
482	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公募書類を郵送からメールへ	現在、日本国内の大学での教員公募はほぼすべてが紙に印刷したものを郵送という形式をとっている。これをPDFファイルをメール送信する形式へと転換してほしい。	現在、日本国内の大学での教員公募はほぼすべてが紙に印刷したものを郵送という形式をとっている。これは欧米などの海外で活躍している一線級の研究者が国内へかえってくることを阻害している事実上の鎖国政策である。日本へ優秀な科学者を招致するためにもメールによる公募形式にしていただきたい。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
483	令和3年1月27日	令和3年2月18日	「one in two out制度」の創設	新たに1つの規制を導入する場合に、少なくとも2つの既存の規制等を廃止する「one in two out制度」の創設	政府は、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現を目指しており、成長戦略のKPIとして「2020年までに世界銀行事業環境ランキングにおいて、先進国(OECD)3位以内を目指す」としてきたが、現在、わが国のビジネス環境世界ランキングは、OECD35か国の中で29位(世界銀行・ビジネス環境ランキング2020年)まで下降している。上記目標を達成するためには、規制緩和や行政コストの削減について抜本的に見直しを行うことが不可欠である。また、一旦緩和された規制や、削減された行政コストをこれ以上増やさないようにすることも重要である。諸外国では、行政コスト等を増加させないために、以下(注)の制度を導入しており、これに倣ってわが国にも新たな制度を創設すべきである。例えば、新たに1つの規制を導入する場合には、2つ以上の既存の規制等を廃止する制度として「One-in/Two-out」を導入し、規制緩和を推進することが重要である。また、「One-in/One-out」をまず導入し、段階的に廃止する制度の数を引き上げる方法も考えられる。規制遵守費用を算出して数値目標を設定し、取り組みの見える化を行うことや、第三者委員会を設置し、その取り組みを評価・分析することも必要である。  (注) アメリカ One-in/Two-out(2017年～) ・3件の規制導入に対し、67件撤廃(81億ドル削減)(2017年度) ・14件の規制導入に対し、176件撤廃(230億ドル削減)(2018年度)  イギリス One-in/Three-out(2015年～) One-in/One-out(2010年～) One-in/Two-out(2013年～) ・毎年約22億ポンド削減(5年間で100億ポンド超)(2015～2016年)	日本商工会議所	内閣府総務省	番号139の回答を参照してください。					
485	令和3年2月15日	令和3年3月26日	不動産に関する役所の縦割りを解消して頂きたい。	(1)不動産登記簿や公図に、不動産の利用に関する規制情報を集約し、不動産に関する情報の一元化をする。 (2)「土地利用計画届」などの提出が求められるケースもあるが、窓口や申請書の様式がそれぞれ異なり、添付する図面の縮尺が異なることもあるため、窓口と申請書の様式、地図の縮尺や用紙サイズについても、統一化をする。 (3)土地利用に関する申請書に添付する写しは、特にカラーや大判の図面などについては、原則としてPDFなどのデータとして提出すれば良いこととする。 (4)著作権を理由として規制区域図の写しを交付しない役所もあるが、著作権料をその場やネット上で収めれば、複写が出来る取り扱いとする。	不動産登記簿を確認しても、土地の利用に関する規制区域(公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法、宅地造成等規制法、森林法、景観法、都市計画法、砂防法、農地法、土壌汚染対策法、水道水源保護条例などにより指定された区域)については、各法律を所管する官庁に出向き、閲覧により確認をしなければならない。 しかも、同じ県が所管する場合でも、県土木事務所、県森林事務所、県都市計画課、県環境課などに分かれ、窓口が30キロ以上離れた場所にあるケースもあり、土地利用者は不便を強いられている。 さらに、市販されている地図に、役所が指定区域を着色して記入している場合、指定区域の閲覧は認められるが、地図の著作権侵害を理由として、撮影や複写は拒絶されるケースもある。 もちろん、担当窓口によっては、規制内容を役所のホームページに地図で示しているケースもあるが、所管する法律に関する規制しか記載されておらず、必ずしも便利とは言えない。 また、古民家のリフォームなどによる活用が期待されている不動産特定共同事業にあつては、省令により申請書の正本1部に写し4部の添付が義務付けられており、レターパックに入らないボリュームとなっている。森林法などにおいても、同様に多くの部数の写しの提出が求められており、場合によってはA1サイズの図面などをカラーでコピーするため、コピー料金だけでも1万円を超えることもある。 そこで、縦割り行政の弊害を解消して、不動産の利用を促進する目的で、次の4点を提案する。 なお、国土利用の観点から、不動産登記などはすべて国土交通省を中心にして、制度設計からやり直すべきと考える。	個人	法務省 農林水産省 国土交通省 環境省 総務省 内閣官房 文部科学省	(1) 不動産の登記事項証明書等には、登記記録に記載された内容が記載されること、当該内容は、登記所にて収集・管理している情報に限られ、土地の利用に関する規制区域(公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法、宅地造成等規制法、森林法、景観法、都市計画法、砂防法、農地法、土壌汚染対策法、水道水源保護条例などにより指定された区域)に関する情報は記載されません。 (2) 各法律の申請書や添付書類等につきましては、それぞれの立法目的や規制趣旨に照らして、必要最小限の情報をご提出いただくよう定められているものです。 (3)	(1) 不動産登記法第119条及び第120条  (2)(3)(4) 公有地の拡大の推進に関する法律 国土利用計画法 森林法 農地法 デジタル手続法 著作権法 等	(1) 対応不可  (2)(3)(4) その他	(1) 不動産登記制度は、登記記録に記載された内容を公示することにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としているところ、各府省等が保有する土地情報については、各府省等が個々の業務に応じて収集・管理・提供しており、個人情報保護の観点等から、その利用目的以外の目的のために情報を利用又は提供してはならないこととされていることから、登記記録に各府省等が個々の業務に応じて収集・管理・提供している情報を記録することは困難です。 なお、御指摘の各窓口への来庁することの御負担については、不動産登記制度においては登記事項証明書をオンラインで請求することが可能とされており、引き続き、オンライン化の推進に向けた取組を進めてまいります。  (2) ご提案の趣旨を踏まえ、申請時の負担軽減を図る観点から、公法及び国土利用計画法の規定に基づく申請書及び添付書類について、デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、令和元年12月施行)に基づく電子的方法による申請を積極的に推進するよう、今年度中に事務を進めている地方公共団体に周知を促してまいります。 また、農林水産省では農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和2年3月27日農林水産省行政情報化推進委員会決定)において、令和4年度中に全ての手続をオンラインで受け付けられるようにすることを目標としており、農地法・森林法における手続についてもオンライン化に向けて、システムを構築し対応していきたいと考えております。 なお、制度の現状欄に記載のとおり、ご提案にある各法律の申請書等は、それぞれの立法目的や規制趣旨に照らして必要最小限の情報をご提出いただくよう定められているものであり、立法目的や規制趣旨が異なる申請書の様式等をすべて統一することは困難であると考えられるという点については、ご理解いただきたいと思います。	(3) 制度の現状欄に記載の通りです。  (4) 著作物の複製の許諾や著作権料の納付方法は個々の著作権者の意思に委ねられるものであるところ、地図の著作物の著作権者の意思に基づいて利用することとなることをご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/riyohoho.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/riyohoho.html</a>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
486	令和3年2月15日	令和3年3月9日	種苗法違反の捜査権限を林野庁に付与することについて	現在、種苗法違反事件は、都道府県警察があつていいる。しかし、種苗法違反事件は、一都道府県で発生、終了する事案はほとんどない。都道府県警察は、本来各都道府県の治安維持が目的であり組織が独立している連携に無駄が生ずる。その点、林野庁は林野庁長官を頂点とする国家公務員で国家組織である。職員の中には、刑事訴訟法上の司法警察員の捜査権限を付与されている。さらに農林水産省の外郭に種苗の専門研究機関も存在する。警察も種苗法違反事件の鑑定・保管等を依頼している。農林水産省に、種苗法違反事件の捜査権限を与えるべきである。麻取・国税取締官・海保官等があるように。	知的財産権を保護するという、国家目的に照らし、さらに捜査経済の節約・効率的捜査の観点から農林水産省の外局である林野庁に、種苗法違反事件の捜査権限を付与することにより、違反事件の摘発の増加が期待できる。現行法は、各都道府県警察が捜査権限を持っている、各都道府県警察しか捜査権限を持っていないのである。種苗法のような特別法の捜査は各都道府県の治安情勢に左右され、人員の確保が厳しい、さらに種苗法の知識がある捜査官がほとんどいない。専門分野官庁である農林水産省が、種苗法違反事件の捜査権限を付与すべきである。捜査経済の観点からも軽減になっても増加はない。	個人	農林水産省警察庁	種苗法に基づく育成者権の侵害事案については、刑事訴訟法に基づき、警察官又は検察官が捜査を行っております。また、刑事訴訟法では、警察官等は、公務所又は公私の団体に対し、捜査に必要な事項の報告を求めるとしてあり、育成者権侵害の捜査に当たって必要があるときは、農林水産省においても各都道府県警察と連携し、育成者権侵害事案の対応を行っているところです。	種苗法刑事訴訟法	対応不可	種苗法に基づく育成者権の侵害事案については現行各都道府県警察において取扱いをしていますが、制度の現状に記載のとおり、必要に応じて農林水産省においても警察等と連携を図っているところです。また、林野庁において森林管理局の一部職員に司法警察権が付与されているのは、森林管理局職員は日常の業務において国有林野に立ち入る機会が多く、このことが国有林野(特に市街地から離れた山間地等)における防犯及び犯罪の早期発見に重要な役割を有していること等の理由によるものと承知しています。以上のことから、御提案いただいた「農林水産省に、種苗法違反事件の捜査権限を与える」とは考えていません。	
487	令和3年2月15日	令和3年3月26日	行政文書の適正な管理を人事評価に反映することの横展開	国においては行政文書の適正な管理について人事評価に反映させることとなっているが、それを公文書管理法が適用される他の法人にも横展開する。	文書の適正な管理 国民への説明責任の全う	個人	内閣府内閣官房	公文書管理法第11条においては、独立行政法人等は行政文書の管理に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない旨が規定されています。	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)	その他	公文書管理法第11条においては、独立行政法人等は行政文書の管理に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない旨が規定されています。ご提案を踏まえ、独立行政法人等に対し、法人文書の適切な管理の参考となるよう、人事評価を含め、国の行政機関における公文書の適切な管理のための取組について、所管省庁を通じて情報提供をいたします。	
488	令和3年2月15日	令和3年3月26日	紙媒体ファイルの決裁保存廃止	WordやExcelといった電子媒体で作った文書を印刷し、押印による決裁を回したあと、ファイルに綴るといった作業があります。決裁は場合によっては1週間かからないと戻ってこないこともあります。これは業務速度を落とす要因であり、電子媒体で作ったものを紙媒体に落とすことは資源問題にもなります。	提案は、紙媒体による文書処理は廃止とし、電子媒体で作成したものを電子決裁により早急に決裁を終わらせることです。これにより遠隔(在宅)でも決裁することができ、決裁中に指摘のあった文書の修正も容易に行えます。また、決裁後の文書を電子的に保存することで、過去の文書から検索を行い、必要な情報を即座に得ることも容易になります。紙媒体をやめることで物理的なファイルを保存する場所(部屋)を確保する必要がなくなります。以上により、結果的に業務効率が上がり人件費の削減につながります。電子決裁についてはシステム構築の初期投資が必要になりますが、効率化効果の方が絶対的に大きいと感じます。	個人	総務省内閣府	政府においては、これまで「電子決裁推進のためのアクションプラン」(2014年(平成26年)4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等に基づき、電子決裁の推進に取り組んできたところであり、既にほとんどの決裁が電子で行われているものと考えています。電子決裁が行われていないものについては、何らかの業務上の困難が存在していることから、現在、「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、業務プロセス全体の見直しを行う中で電子決裁への移行に取り組んでいるところであり、引き続き業務の効率化等に努めてまいります。また、平成31年3月に策定した「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(内閣総理大臣決定)により、行政文書については、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本とすることとし、取組を進めています。	「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定) 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
489	令和3年2月15日	令和3年3月26日	クラウド上における電子署名とデジタルタイムスタンプによる文書管理	文書管理において重要なことは、承認と閲覧と改竄の阻止(または修正の履歴)とセキュリティだと思えます。承認の仕組みは電子署名で行い、改竄の阻止はデジタルタイムスタンプで可能です。その文書を政府が管理するクラウド上に保存し、誰でも閲覧、修正、承認できる仕組みをつくるとわざわざ事務所に行き印刷する必要もないし、上長、監督する省庁のハンコもいらないうです。クラウドには管理元(フォルダ毎)別に段階的に強固になるようにセキュリティをかけて、簡単に文書が不正取得されないようにする必要もあると思えます。	この提案のポイントはデジタルタイムスタンプです。具体的には改竄がもしてきて必ず履歴が残る点にメリットがあります。履歴を残さず改竄を、することは不可能です。よって文書の修正も誰がしたかわかるようになります。また閲覧履歴もタイムスタンプ管理し、誰が見たか履歴が必ず残る仕組みにすれば不正取得の履歴も追えます。文書が残ってないと国会の答弁でよく言われますが、消去した履歴も同様の仕組みで管理することができると思えます。マイナンバー制度があり、国民一人一人にナンバーがあるので、国民一人一人がタイムスタンプを持っていれば全てが管理できます。電子署名で承認をした時もタイムスタンプで管理することで誰がいつ承認したかわかります。問題点はデータの容量です。その為には全国にサーバを数カ所設置してどこか一か所が潰れても大丈夫なようにリスク管理しながら運営する必要があります。これはかなり予算がかかるので国を挙げてでないと行えない事業だと思います。誰でも、いつでも、どこでも、をテーマに以上の管理を行えば人件費の削減ができ他の事により予算を割くことができると思えます。また、人の労力を他の事に費やせると思えます。NTTデータなどが特に力を入れているので確認されると良いと思います。	個人	内閣府内閣官房	政府では、平成31年3月に策定した「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(内閣総理大臣決定)により、行政文書については、電子媒体を正本・原本として体系的に管理すること、利便性・効率性と機密保持・改ざん防止のバランス確保及びプロセス全体を電子化すること等の取組を進めています。	「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)	現行制度下で対応可能	行政文書のデジタル化は、文書管理を確実かつ効率的に行う上でも、また、政府全体のデジタル化を進める上でも重要です。国の行政文書について、政府では、平成31年3月の「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(総理決定)などに基づき、取組や検討を進めています。具体的には、今後作成する行政文書は、紙媒体ではなく、電子媒体を正本・原本とすることを原則とし、将来的には、行政文書の作成から移管・廃棄までを一貫してシステム上で処理することを可能とする「本格的な電子的管理」の実現を目指すこととされています。今後、公文書管理のデジタル化を更に進めていきますが、その際には、ご提案いただいた内容も含め、関係府省庁において検討を行ってきたいと考えています。	
490	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学の授業料免除制度について	国立大学での授業料免除制度及びそれに準ずる制度利用希望時の必要書類等提出物の削減	※国立大学に関することなので提案致しました。意見する場が違っていただけです。私は現在、ある国立大学に通っています。JASSOの給付型奨学金制度が始まるのをきっかけに授業料免除制度を利用しようとしたのですが、必要な提出書類が多くて苦労しました。必要な書類を収集するのに、また特に現在は書類を郵送するなどの手間もかかるため手続きするだけでもかなりの出費になります。この制度を利用する学生の多くは金銭的に苦しいため、書類等を削減し電子上でやり取りでどうにかできないかと思うのです。大学授業料という多量の額が免除されるため、厳しい(ややこしい)審査が必要なのはわかりますが、マイナンバーを上手く活用するなど改善の余地はあるように考えます。	個人	文部科学省	高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金と授業料減免の支援対象者の要件は同一のため、大学における授業料減免の事務においては、日本学生支援機構でマイナンバーを活用し、判定した支援区分の情報を活用できるようにしております。そのため授業料等減免の支援を受けるために、大学等に提出する資料について、文部科学省が定めているのは、原則として授業料減免申請書のみとなります。また、大学によって異なりますが、文部科学省としては、減免申請書の提出について電子メール等での対応も認めております。	なし	現行制度下で対応可能	引き続き申請者の負担が軽減されるように努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
491	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国の奨学金継続願の提出方法の改善	学びを継続するための奨学金の審査に合格し、授業料を免除していただくだけでなく、日本学生支援機構から奨学金を頂いています。その継続願を、大学の学務へ先日提出しなければならなかったのですが、署名のためにわざわざ用紙をダウンロードかつ印刷し、簡易書留で郵送しなければなりませんでした。コンビニや郵便局にわざわざ向かうのは大変手間がかかりました。	継続願の提出方法を電子化してほしいです。具体的には、署名がパソコン上でも出来るようになれば、用紙を郵送する必要はなくなると思います。これが成されることで、紙や郵送のコスト削減、学生の提出から学務に届くまでの時間短縮、電子媒体のデータの集約が可能になり業務効率が良くなる、などのメリットが挙げられます。ただでさえ、奨学金の手続きは複雑なものが多いので、簡素化されることにより、学生もより気軽に応募できるのではと考えます。	個人	文部科学省	日本学生支援機構の奨学金制度では、継続願の提出はスカラネットパーソナル(インターネット上で各個人が奨学金情報の確認や各種手続きを実施できるシステム)より行っていたようになっており、既に電子化しています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
492	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学教員公募における書類提出および面接の電子化	大学教員公募に対して応募者が用意する書類の提出方法を、従来の郵送に限定したものをから電子メールなどを用いた電子的な提出手法に統一する。また面接についても、従来の面接会場に直接赴く形式以外にも、オンライン形式による遠隔面接も選択肢に必ず加えるよう統一する。	重要書類のやり取りの電子化が進む昨今に至っても、日本国における大学教員・研究者の公募は、依然として応募書類が紙媒体であることを前提したものがほとんどである。応募者は自身が書き上げた書類を複数部印刷し、それを書留郵便と朱書きして郵便窓口へ赴き、送付する形式が書類提出方法の大多数を占めている。また面接に関しても、応募者が直接大学に赴く形式が殆どで、電子メールによる書類提出およびオンライン面接が中心となっている他国(特に欧米中の大学)と比較して非常に異質である。これは昨今の新型コロナウイルスの世界的流行によって確立しつつある、「3密」を極力避ける新しい生活指針とも矛盾し、また国外在住の研究者(日本人・外国人問わず)にとって応募時の大きな障壁となるため、国際化が進む世界の大学の主流とも逆行するものである。提案者自身も、新型コロナウイルスに感染防止のために外出の自粛が推奨されていた時期にも拘らず、大学からの「窓口は期日までに郵送すべし」という非合理的な指示により、泣く泣く感染リスクを負って書類を郵送した経験もある。また、この旧時代的な公募方法は、海外の優秀な研究者が、日本の大学をキャリア選択肢から外す理由になりうる。これを放置してしまうと、日本の研究業界に不利益を及ぼすことは間違いない。上記の理由から早急に提案内容をトップダウン形式で推進していただきたい。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
493	令和3年2月15日	令和3年9月10日	謝金の書類	学生などにデータ整理の仕事を頼んだ時のアルバイト代(謝金)支払いに、銀行口座登録はともかく、毎月3種類の紙を出す必要がある。計画書、勤務実績、出勤簿。手書きで書かなければいけない書類、ハンコが必要。	当大学だけの問題かもしれないが、計画書は不要とし、実績も手書きである必要なしとし、最終的には毎月本人と管理者がチェックすれば良い話	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。					
494	令和3年2月15日	令和3年3月9日	jspsのアカウント	科研費と国際交流関係の窓口、アカウントが異なる	JSPSが行う事業なのに別のアカウントが必要なのは非効率。idは一つになれば効率的になる	個人	文部科学省	独立行政法人日本学術振興会(JSPS)が実施する科学研究費助成事業や学術国際交流事業等の公募受付、審査、交付、報告書提出等の各種手続については、インターネットを利用した日本学術振興会(JSPS)電子申請システムにより運用しています。御指摘の点については、事業毎にシステムが構築されていることから、それぞれ異なるアカウント(ID及びパスワード)が設定されます。	なし	検討を予定	現在、政府全体として、競争的研究費の各種事務手続きに係るルールの一斉化、手続きの簡素化、デジタル化などの取組を推進しているところです。それらの方針も踏まえ、日本学術振興会(JSPS)電子申請システムのアカウントの統一に向けて検討を行ってまいります。		
495	令和3年2月15日	令和3年3月26日	気象庁の書類	インターネットでデータダウンロードする時代になって久しいが、気象庁は、データ利用許可にハンコが必要で、そのために数日待たされる	海外からの利用希望もあり、ハンコのための時間の無駄を無くせば、日本の優れたデータの利用者や信頼性が増す	個人	国土交通省	気象庁においては、研究機関等に気象庁のデータを提供する際には、提供を受けたいデータの種類や利用目的を記載した申請書の提出をお願いする場合がある旨を定めた内規があります。ただし、本申請書の様式では、押印は求めています。また、地上の気象観測データ等の一部のデータについては、気象庁ホームページを通じて、インターネットでダウンロードすることができ、利用にあたって申請は不要です。	なし	現行制度下で対応可能	「制度の現状」に記載したとおり、押印を求めています。念のため、押印を求めないことを徹底するよう、組織内に改めて周知しました。		
496	令和3年2月15日	令和3年3月9日	公立学校教職員の働き方改革	公立学校では、仕事ができると思われている教員に業務が集中し、定時を大幅に過ぎた20時や22時に帰る教員がいる。一方で、家庭のある教員や、仕事ができないと思われている教員は業務の負担が軽く、定時に帰ることが出来ている。業務内容、学校行事などを再考し、業務のスリム化を図り、教員の働き方改革を進めていって欲しい。また、時間外勤務をした教員にはみなし残業代ではなく、残業時間に応じた時間外勤務手当を出して欲しい。	コロナ禍で、今まで教員の業務を圧迫していた業務が大幅に削減され、教員の退勤時間が早まった学校もある。これを機に不必要な業務や外部委託できそうな業務(消毒作業や部活動、テストの丸つけなど)は積極的に外部委託し、業務をスリム化させることにより教員の働き方改革を推進して欲しい。また、部活動では教員が勤務時間外に生徒を指導し、それに伴い指導の責任が発生するにも関わらずそれに伴った賃金が発生しない現状がある。休日にも生徒を自家用車に乗せて送迎をするよう管理職に命じられる教員もいるが、それに対する賃金は発生しない。指導と責任への対価を払って欲しい。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。					

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
498	令和3年2月15日	令和3年3月26日	国土交通省航空局に関して	航空局、東京航空局、大阪航空局の試験官や審査官をエアラインでの運航経験を必須としていただきたいと思います。その際、審査官等はエアライン機長と同等の給与を支給することで、きちんとした生活補償と責任を付与して、海外に運れを取らない制度化が必要であると考えます。	従来、パイロットの審査、エアラインの監督等を審査官や試験官が行っています。しかしながら、大半の方がエアラインでの機長としての経験がない事で、エアラインのパイロットとして何が必要で、何が不要でないかがずれている場面が多々あると思えます。様々な海外の同様の制度を見ても、日本は様々な点で遅れており、エアラインでは、この程度の知識や技量が必要とされていても、非常にマニアックな質問をされたり、知らない学習をしなければならないケースが多々あります。パイロットの養成でもかなり無駄が生じている事、エアラインを作る際でも、どこに問題があつてというのが、エアラインでの対応の経験があつて、管理監督や審査等が行えると思えます。航空機の運航は安全を第一と考えますが、エアラインはその安全を踏まえた上でビジネスですので、安定と経済を両立しなければなりません。エアラインに関する様々な規制を含めて総合的に改革する事が必要であると考えます。ただ、私のようにあるエアラインの機長が提言した場合、現状の制度では、試験等で不合格にされるリスクを伴います。もし現状の給与等が補償されるのであれば、私自身が審査官等を行なって改革を行いたいところではあります。なかなか困難を伴うものでしょう。	個人	国土交通省人事院内閣官房	運輸審査官及び航空従事者試験官の採用にあたっては、『国家公務員法』及び『人事院規則』に基づき採用しています。採用後、運輸審査官への任用にあたっては、航空運送事業に係る専門的知識並びに機長及び査察操縦士に対する審査の知識を有するとともに、当該審査に必要な能力を有することを要件としております。また、上記要件と同等である航空運送事業における機長経験を要件として中途採用を行っておりますが、ほとんど採用には至っておりません。一方、航空従事者試験官のエアライン機の試験を担当する者は、試験官任用後に小型機での試験経験を積んだ上で型式限定取得し、さらに定期運送用操縦士資格取得をエアラインのコース訓練に投入されて育成されます。したがって、中途採用者も含めて航空運送事業における機長経験を特段の要件とはしていません(運輸審査官と同様、機長経験者の応募はほとんどありません。)。また、運輸審査官及び航空従事者試験官を含め、国家公務員については、採用時の給与決定において、前職の給与額を基礎として決定するものではありませんが、採用後の職務内容に応じ、運輸審査官及び航空従事者試験官として採用される者の知識・経験、能力、採用前の経歴等も考慮して決定することが可能な仕組みとなっております。この他、一定の要件を充たす業務に従事した場合には、俸給の調整額や特殊勤務手当を支給することとなっております。	国家公務員法一般職の職員の給与に関する法律	検討を予定	いただいたご意見を踏まえ、現行の航空運送事業者への安全規制に関する課題については航空運送事業者やエアラインに所属する操縦士からもヒアリングを実施し、実態把握と今後のあり方について検討していきます。また、運輸審査官及び航空従事者試験官(エアラインを担当する者)への任用にあつては、上述の実態把握を踏まえつつ、運輸審査官及び航空従事者試験官(エアラインを担当する者)の任用研修及び各種訓練の内容について不断の見直しを図ることにより、より充実した審査及び試験が実施できるように努めてまいります。運輸審査官及び航空従事者試験官の給与については、関係法令に基づき、引き続き適切に運用してまいります。	
499	令和3年2月15日	令和3年3月9日	縦割り行政、特に自治体間の連携がないために無用な手書きの医療関係書類が増えている	全国の国家/地方行政機関に以下の号令をかけたいただけませんか。 1. 全ての役所宛提出書類の書式は、それを作成したWord形式などの元のファイルをホームページなどで公開すること。 2. 全ての役所宛提出書類の書式は、特別の事情がない限り「A4縦、横書き、片面印刷、白黒」に統一し、特別の事情がある場合はその事情を公開すること。 3. 全ての役所宛提出書類は、他自治体や関連省庁と協力し、全国統一書式として(再)作成すること。 4. 特別の事情により自治体の独自書式の役所宛提出書類を作成するときは、Word形式などの元のファイルとともに、その事情をわかりやすく説明した理由書も公開すること。	医療/福祉分野では無数の役所宛提出書類があり、その多くを医師が書きます。新しい制度ができる度に書類が増えますが、減ることはありません。増える一方の書類を書く際に助けになるのが電子カルテです。電子カルテで患者氏名、生年月日などは自動入力して誤記載を防ぎ、医師は意見書本文の記載に集中し書類業務の増加に対応しています。しかし、現在大半の書類は以下の2つの問題のため電子カルテで記載できません。 1. 同内容の書式が自治体ごとに異なります。福岡県では政令指定都市である福岡市、北九州市、そして残りの福岡県内の自治体で書式がばらばらで、近隣県からも患者が来ますから書式が何通りあるかも分かりません。患者は役所で書式の紙をもらい、病院に提出し、医師はその紙に手書きで記載し、後日患者がその書類を受け取り、役所に提出するという無駄が生じています。 2. 通常のプリンターから出せないようにしてある書類が多いです。A3用紙より大きな用紙の両面記載や(障害年金診断書)、色紙に印刷してある用紙(複数の自治体の身体障害者意見書)カーボン紙複写の書式(福岡市の新生児聴覚スクリーニングの補助事業)は、電子カルテを用いた記載は不可能です。 これらの問題は、行政担当者が、わが国の医療現場が既に電子カルテへの移行をほぼ完了しており、書類業務を電子カルテ上に移行した方が現場が助かるのだという事実を知らないだけなのだろうと推察します。A4用紙で印刷できるWord形式の書式が提供されれば、電子カルテに組み込むことは容易です。すなわち、トップダウンで上記号令をかけるだけで新規予算も新制度も不要で速やかな改善が期待できます。	個人	厚生労働省	【障害年金診断書について】 障害年金診断書は、障害年金の認定基準に該当しているかどうかを適正に判断できるような、厚生労働省において全国一律の様式を定めています。障害年金診断書は、日本年金機構ホームページにおいてエクセル形式及びPDF形式で掲載しており、ダウンロードしてパソコン等で入力することもできます。実際には、医師が障害年金診断書を手書きで記載されるケースが多いこと、また、審査のために必要な情報を記載いただくとともに、医師の負担をなるべく減らす観点から、原則としてA3両面で印刷したものを提出いただくこととしていますが、印刷の都合等によりA4片面で作成された診断書の提出も可能としています。 【身体障害者意見書について】 身体障害者診断書・意見書については、身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平成21年12月24日障発1224第3号)様式1の通りで、色紙の指定等は記載していません。また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言(ガイドライン)として位置づけられているもので、本件の事務は自治事務であり、用紙の種類については自治体の裁量で決めているため、その担当の自治体にお問い合わせください。		【障害年金診断書について】 現行制度下で対応可能 【身体障害者意見書について】 現行制度下で対応可能	【障害年金診断書について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【身体障害者意見書について】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
500	令和3年2月15日	令和3年3月9日	商品代金請求は納品と同時に発行、支払いは翌月とする。	国立大学の事務員、教員が購入した物品代金は、その場で見積・納品・請求書を発行し、翌月支払いとする。	国立大学では、科研費、運営費交付金、寄付金など「大学が代金支払に使う財布」が複数あるため、教員(または教員から依頼された事務員)が、教員一人ひとりに割り当てられた「各財布」の残金を確認して、支払い代金を振り分ける必要がある。(どの財布から支払うかは、教員の指示がないと決められないルールになっているので、いちいち教員にお伺いを立てなければならず、教員は多忙を理由に支払いを後回しにする傾向がある)そのため納入業者と大学事務員にとって、納品からかなりの日数が経過してから支払い手続きとなるので、事務が煩雑である。ひどい場合は、教員が「すでに支払ったはず」と勘違いして、年度をまたいで支払い手続きを怠る場合がある。都度決済のみの大学と、年度末にまとめて決済可の大学が混在しているのは不合理。都度決済に統一してほしい。(さらに言うなら、予算が年度末までに使い切りのため、年度末に1円、2円の端数を合わせるためのクリップ1個、コピー用紙1枚などの購入があるのも事務を煩雑にする。ある一定金額以下なら、余っても良いようにはできないものか?)	個人	文部科学省	国立大学の物品代金の支払期限については、各法人の学内規則に沿って、運用されていると認識しております。また、遅延の要因としてあげられている、支出財源の決定については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるように要請しております。国においては、運営費交付金、寄附金の年度末までの使い切りは求めておりません。	なし	現行制度下で対応可能	国立大学の物品代金にかかる支払期限については、各法人の学内規則等に沿って運用されていると認識しておりますが、学内規則に沿った支払いが行われるよう、各法人に対しあらためて周知を図るとともに、仮に学内規則等で定めのない法人があった場合は改善を促してまいります。	
501	令和3年2月15日	令和3年3月26日	大学公募内定受諾の期間延長	大学公募でオファーをもらってから受諾するか判断するまでの期間が短すぎる(即日あるいはお願ひしても3日程度)。最低でも1ヶ月は猶予をすることを義務化してほしい。	複数のオファーが出る可能性があつたときに一番良いものを選べない。	個人	文部科学省	各大学における教員の採用の具体的なプロセスについては、各大学の責任において適正に行うこととされています。	なし	対応	大学の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員等の人事の在り方について不断の検証等を行うことが求められることから、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行い積極的な検討・見直しを促しています。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
502	令和3年2月15日	令和3年3月9日	研究者公募書類の全面電子化	研究職(ポスドク、助教、講師、准教授、教授等)の公募における郵送による応募の原則廃止。 およびその全面電子化。	多くの大学の研究職公募が、おそらく伝統的慣習だからと言う理由で、未だに「提出書類を厳封の上、「XX応募書類」と朱書きし、簡易書留でご送付ください。」と注意書きの上、郵送による応募のみを受け入れています。これは、若手研究者にとって「百害あって一利なし」の状態です。  郵送によるデメリット ・大学の国際化の障害。外人の応募や、外国からの日本人の応募を想定していない。現状では、国際郵便を用いて応募することになっているが、その郵送時間や、郵送コスト等から、応募する側が気軽に応募できないため、どうしても国内在住の研究者に有利なシステムになっている。個人的には、日本人研究者の国外への流出の要因の一つであると思っています。 ・資源の無駄。研究職の倍率は、時には100倍になります。面接に進める候補者は数人で、それ以外の応募者の郵送された書類はそのまま破棄されます。応募書類をPDFで閲覧する、ではどうしてダメなのでしょう？  電子化によるメリット ・世界標準の研究機関と外国人研究者から認識されるようになると思います。外国人若手研究者が、日本で一旗掲げるために応募する、と言うことが増えてくると思います。 ・同様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。  東京大学・東京工業大学等はすでに全面電子化申請をしている(と聞いております)。 また参考までに、私の研究分野である、理論物理学の素粒子物理学の分野では、2017年から今日まで、64件の助教以上の公募の中で(私も含む)、34件の公募で郵送による応募を要求していました。比較的国際化が進んでいるこの分野ですら、この値であります。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
503	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国公立大学教員公募における書類郵送の廃止とフォーマットの統一	国公立大学の教員公募においてその多くは国籍を問わず募集を行っていますが、その多くが公募に必要な書類(履歴書、業績調書等)の郵送を義務付けており、海外からの応募の妨げとなっています。電子メール、あるいは電子フォームでの応募を推奨するよう制度変更を促して頂ければと思います。 また、各大学独自に公募フォーマットを厳密に定義し、応募時にそのフォーマットを遵守することを強く求める大学が多数存在します。一般に教員ポストへの公募は何件も応募することが多く、毎回各大学独自のフォーマットに書類を修正するというのは、公募に応募する若手教員にとって大きな負担になっているため是正を求めて頂きたいと思っております。	上記の通り、公募において郵送が必要となるというのは海外からの応募時に多大なコストを必要とし、また国際郵便の郵便事情によっては公募期限より大幅に前に書類を準備して発送しなければならないなど、海外に滞在する研究者に不利益を生じさせています。これを電子化することで、海外からの応募をより公平に扱うことができ、政府が奨励する大学の国際化(海外留学中の日本人研究者の応募、外国人からの応募)にも大きく貢献できると考えます。 また、書類の電子化を認めている大学もいくつか存在するものの、その多くは印刷した業績調書や論文別刷等の提出を求めています。上位大学の公募ともなれば業績調書は数十枚に及ぶことも多く、そのような数十枚の紙束が一公募につき何十通も郵送されてくるというのは非常に無駄が大きいと思います。電子化を認めている大学にあってもデータを入れたUSBやCD-R等を郵送で提出を求めていることが多いですが、電子データになっている以上電子メール等インターネットを通じた通信手段を用いることが効果的です。また、教員公募は倍率の高さから考えて一人が数回、数十回応募を行うことは普通ですので、書類作成の手間も可能な限り減らすことを推奨する枠組みを作りたいと思います。 上記については、実際に欧州留学中に国立大学教員公募への応募に際し電子申請を受け入れて頂けないか打診したところ、他の応募者への公平性の観点からこれを断られたことがあるということをし添えます。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
504	令和3年2月15日	令和3年6月16日	労災保険と雇用保険が部署が違う	労災保険と雇用保険が部署が違う、システムが違う(e-govと民間サービスで別々)、電子証明書をいちいち取りに行かないと駄目、エラーが出てもわからないととにかくとんでもなく、ミスしていて手続きが遅れてくると、分厚い資料が送られてきて、結局電話したり労働基準局に向く必要がある。双方において全くの無駄なので、早急にぶった切ってほしい。	電子申請したのに、書類が足りないなどで結局資料が送られてくる。全てにおいて無駄であり、厚労省は労働法自体を完全に見直さないと駄目。  職員自体をカットできるし、手続きもスピーディーになる。ワンストップ行政に戻す必要がある。  雇用保険の適用条件なども、アルゴリズムで自動判別させ、各クラウド人事給与システムに組み込ませ、そこから申請をさせるなどが必要。  管理はブロックチェーンを使うことで確実に管理できる。  国で巨大なシステムを作らず、民間のシステムと連携させ、国はDBとAPIだけ用意するようになれば、1年もあれば準備できるだろう。  人件費の抑制とIT投資の抑制、民間への事業描き位の創出と、手続きの迅速かと漏れがなくなるのと、エビデンスが適正になる。  ITが使えない事業者は今後潰れるということも前提とし、意味のない社労士なども統廃合され、社会がスリムになっていく。  無駄無理ムラを無くしましょう。	個人	厚生労働省	労災保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うものであるのに対し、雇用保険は労働者が失業した場合や、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、生活及び雇用の安定と就職の促進のために必要な保険給付を行うものであり、制度の趣旨が異なります。	労働者災害補償保険法 雇用保険法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、労災保険と雇用保険については制度の趣旨が異なり、各制度における手続やその給付に係る要件等についても違いがあるため、適切な部署において対応することとしております。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
505	令和3年2月15日	令和3年7月20日	行政手続き時の和暦・西暦の扱いについて	<p>2020年(令和2年)現在、行政手続き等の書類を記入する際、日時の欄を西暦で書いても受け付けてもらえません。特に去年は西暦でいえば2019年としか言いようがありませんが、和暦となると“平成31年”と“令和元年”、この2通りの書き方が出来てしまいます。西暦1989年も同じ現象があったことと思います。</p> <p>年号が変わるたび、法的根拠が無いにも関わらず上記の通りややこしい和暦のみに表記を絞るのは、理にかなっていないと考えるのが妥当でしょう。</p> <p>以上を踏まえ日付を記す際は、和暦はもちろん西暦も併記すべきと考えます。和暦であれ西暦であれ、日付を特定することに関しては変わりないのではないでしょうか。</p>	<p>2019年6月、社会保険から国民保険に切り替える手続きを市役所で行いました。その際保険証の適用期間の説明を市役所職員の方からいただきました。しかし2019年は年号が変わる節目の年ということもあり、説明されていた職員の方、例外なく私個人も混乱する様子でありました。</p> <p>もし和暦と西暦が併記されることとなったら、上記のような説明もスムーズにいただくことができたでしょう。それだけでなく、河野行政改革担当大臣が推し進める書類の電子化における効率化にもつながると考えます。</p>	個人	厚生労働省	法令上、届出に関し、年月日の記載方法について規定をしておらず、各市町村の判断で、西暦と和暦の併用をいただくことも可能となっています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
506	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学教員公募にかかる応募書類の適正化	<p>大学教員を公募する際、応募書類に冗長・非生産的な部分が見られますので、改善を要望します。</p> <p>1)紙媒体/郵送での応募の廃止(JREC等既存システムの義務化) 2)性別欄、写真欄の廃止(男女の雇用機会均等) 3)履歴書・業績書書式の統一</p>	<p>1)紙媒体/郵送での応募の廃止(JREC等既存システムの義務化) 2)性別欄、写真欄の廃止(男女の雇用機会均等)業務遂行の採択にとってそもそも不必要であるため、廃止されたい。 3)履歴書・業績書書式の統一 各大学が「本学の様式」として様々な様式を設定している。それぞれ異なる様式のため、毎回応募する大学に応じて作り直さねばならず、そのための時間がかかる。たとえば1応募につき2時間程度(それを印刷→送付となるとさらに時間がかかる)。様式を一切廃止されるか、統一されたい。</p>	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
507	令和3年2月15日	令和3年3月26日	公務員共済組合の年金記録の完全電子化	<p>共済組合をまたぐ人事異動があった際の年金記録の移管を、紙媒体で行い手作業で打ち込むのではなく「A記録とB記録を結合」といった形で簡便に取り扱えるシステムにする。</p>	<p>公務員共済組合の個人記録は電子化されているデータのほか、「原票」と呼ばれる紙媒体との二重管理になっている。共済組合をまたぐ人事異動の際には、「原票」を異動先の共済組合へ送付し、異動先で記載のとおりに入力される。入力内容は在任期間のみならず、その間の全ての給料・賞与の記録である。特に、毎年4月の人事異動においては大量の「原票」の発送・受け取りがあり、とりわけ市町村職員共済組合(教育委員会管轄)と公立学校共済組合の間でやりとりされる件数が多い。市町村～と公立～間の人事異動は2～3年で繰り返されることが多く、その度に保管庫から対象者の「原票」を取り出し、データと「原票」の内容が一致しているか確認し、箱詰めして互いに発送する作業を反復している。(なお、この異動対象者の通知は、共済組合の「組合印が必須」の書類を郵送して行われている。)</p> <p>この作業が必要となる原因は、「年金記録が共済組合ごとに縦割りになっている」からである。 A共済組合からB共済組合のデータベースへアクセスすることはできず、かつ、データで抜き出し・取り込みを行うシステムが構築されていないため、一旦紙に落とし込んでから郵送するという手順を要している。</p> <p>異動対象者の通知及び年金個人記録の移管をデータで行うことが実現すれば、生産性の向上(人件費削減、時短、郵送費や紙・印刷代のコストカット)に繋がることは明白である。また、ヒューマンエラーの発生(郵便事故含む)も抑えることができるため、年金記録管理について失われた信頼を取り戻す一助ともなるだろう。</p>	個人	総務省	地共済各組合においては、地方公務員等共済組合法施行規程第90条に基づき、別紙様式第9号による組合員原票を備え、組合員が他の組合の組合員になったときは、その者に係る組合員原票を当該他の組合に送付し、その写しを保管しなければならないとされています。	地方公務員等共済組合法施行規程第90条	検討を予定	組合員原票のデータ化及び地共済組合間の異動に伴う組合員原票移管のデータ化について、地共済組合及び連合会など関係者も含めて、令和2年度中に検討に着手して参ります。		
508	令和3年2月15日	令和3年4月16日	形骸化した組織は民営化すべき	<p>日本学術会議員の改任に伴う新任候補のうち、6名の任命拒否が、憲法23条違反だとニュースになっている。日本学術会議員に任命されると特別国家公務員の資格を得る。審査もなしに国家公務員になることはあり得ない。日本学術会議等の主張は、慣例から逸れたことに対する狼狽しかなさ。政府が決定したことは、特別国家公務員への任命拒否だけであり、その専門とする学問領域を何ら制限するものではない。日本学術会議の主張する憲法違反があるというのなら、政府には不存確認訴訟を提起する利益がある。人事に関し説明責任などあるはずがない。この機に形骸化した組織は民営化すべきだ。</p>	<p>小さな政府・国庫支出の削減・民業の活性化</p>	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。					
								101					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
509	令和3年2月15日	令和3年4月16日	学術会議の見直し	今、話題になっている「学術会議人事、候補任命6名の任命拒否」により、学術会議の存在価値・血税である年間予算10億4800万円が必要・適切な金額なのか国民に知れることになった。任命拒否された学者達は「学問の自由への乱暴な介入と拒否理由を述べろ」と言っているが会員でなくても、子供でも自由に研究・学問できる。彼等は会員という「権威・名声」を得る既得権維持を望む個人欲でしかない。まず、彼等の成果と選出理由を国民に説明してから菅総理に拒否理由を要求するのが筋である。「学術会議存続可否と予算の見直し」を血税納税者として強く求める。	学術会議が廃止されれば年間予算10億4800万円が削減できる。この費用を国際競争力強化の量子技術・AI・ロボット・新材料・宇宙開発等やノーベル賞輩出ことに投入すべきである。廃止しないのであれば予算消化の内容を検証し、不必要な費用を削減する。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
511	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学における教員公募書類の紙媒体提出の廃止、並びに公募書類形式の統一化	国立大学における教員公募の紙媒体による提出を廃止し、web媒体での提出の義務化を希望する。加えて、CV、業績リスト等の公募書類形式の統一化を希望する。現在、紙媒体に限られた国立大学における教員公募が少なからず存在しており、これが優秀な海外の研究者獲得の障害となっている。また、各公募ごとの公募形式が異なることが、研究者の時間の浪費につながっている。web化並びに公募書類のAcademic Jobs online (https://academicjobsonline.org/ajo)での提出の義務化はこれらの問題を解決する上で非常に有用な手立てと言える。	研究者の国際化に伴い、海外で活躍する日本人研究者が増加するとともに、海外の優秀な研究者の日本での受け入れが求められている。現在、これを妨げる一つの要因に、教員公募が紙媒体であるという問題がある。例えば下記の公募においては、紙媒体を唯一の選択肢としており、webでの提出ができない状態になっている。 http://www.bs.s.u-tokyo.ac.jp/content/files/koubo/2020%E7%94%9F%E7%89%A9%E7%A7%91%E5%AD%A6%E5%B0%82%E6%94%BB%E6%95%99%E6%8E%88%E5%85%AC%E5%8B%9F.pdf 上記では一つの例を挙げたが、同様の例は多数散見される。このような紙媒体での提出は、特に海外在住の研究者にとっては、多大な時間並びに費用の負担を強いるものとなる。その結果、海外で活躍する日本人研究者が日本に戻らない、海外の優秀な研究者がそもそも日本に公募することを視野に入れないという状況が生み出されている。これは、研究の国際化を掲げる政府の方針に相反するものである。一方で、海外の事例を見ると、Academic Jobs Onlineを通じた公募書類の提出が一般的に行われている。 https://academicjobsonline.org/ajo こちらはwebでの提出化による簡約化に加え、各公募ごとの公募形式が統一化されている。国内の国立大学も上記に従うことで、優秀な研究者の獲得、事務作業の簡約化による研究力の向上につながると考える。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
513	令和3年2月15日	令和3年3月9日	輸出入・港湾関連情報処理センターの利益15億円の使い道について	財務省所管の輸出入・港湾関連情報処理センターについて、通関手続は同社が運営するシステムのNACCSを使わなければ処理できないなかで、特殊法人かつ独占企業である同社は、利用料金を引き下げることなく毎年黒字を出している。そのうえ、本年5月はコロナ禍で業界が苦しむ中、本社を川崎市から東京都港区に移転したり、採算が取れるか怪しい事業を展開している。採算が取れるか怪しい新しい事業の展開や移転する余裕があれば利用料金の引き下げをすべきではないか。	NACCS法10条において、「なるべく安い料金で」となっているにも関わらず利用料金を引き下げないため、同社の貸借対照表を見ると、利益が積み上がり14.9億円の剰余金となっている。同社は最近、貿易関連文書の保管事業を展開を始めたようだが、業界で利用している社はわずしか聞かない。最近新たに信用保証事業を考えているようだが、業界としてニーズがあるとは考え難く、利用料金を引き下げず、そういった事業に利用料金による利益が使われているのではないか。税関もNACCSを利用しているのだからなるべく安い料金であるべきなのに、税金も無駄遣いしているのではないか。利用料金の引き下げ効果として、輸出入が促進され、業界の景気の回復にも繋がると考えられる。是非とも河野大臣に同社の事業をチェックしていただきたい。	個人	財務省	番号480の回答を参照してください。				
514	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学の求人公募における書類提出の電子化	国立大学における求人公募への応募方法を、常勤・非常勤問わず紙ベースによる郵送から共通フォーマットを用いた電子メールやJREC-INのWeb公募を利用した電子化に変更する。	国立大学に問わず、アカデミアの求人公募はその多くが紙での郵送を応募方法としている。求人数はそれほど多くない物の、未だに紙ベースでの書類提出は応募者視点では書類作成や郵送にかかる手間からこの足を踏むことが多い。また大学独自のフォーマットがある場合はともかく、書式自由の場合は書式作成に更に多大な労力を要する。私自身、今年独立行政法人の研究所と某国立大学のポストドクの公募に応募したが、書式が定めてあった前者と比較し、国立大の公募は書式自由のため作成に倍以上の時間を要した。上記の理由によって有能な人材がより良いポストに就く機会を逃し、研究の道を閉ざす者が出るだけでなく、貴重な人材の海外流出も生じている。これは我が国の基礎研究力の低下に拍車をかけるだけでなく、有用な基礎技術の特許を他国に奪われることで国際競争力の低下も懸念される。公募様式の共通フォーマット化、及び電子化が進めば従来と比較して圧倒的に書類作成の時間短縮になるため、若手研究員の雇用流動性にもプラスに作用すると考えられる。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
515	令和3年2月15日	令和3年3月9日	学校のプリント撤廃	学校からの連絡をプリントで行うのを撤廃し完全にネットで連絡するようにする。そのためネット環境も準備する。	プリントで連絡することで子どもからきちんと保護者に連絡がいかなかったり、外国人の場合は読めないことがある。また、質問がある場合なども連絡帳でやりとりになるため、タイムラグがある。さらに学校現場ではプリントの作成、配布に膨大な時間的・金銭的コストがかかっているため。	個人	文部科学省	学校と保護者間の連絡方法については、各学校で決められているものと承知しています。	102	対応	令和2年10月20日に「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について(通知)」を各都道府県教育委員会等へ発出しました。通知では、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくようお願いしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
516	令和3年2月15日	令和3年3月9日	離職した公務員の再雇用の促進	国家公務員の離職率が増加していると聞きます。しかし離職後の事情変更などで出戻りたいというニーズはあると思えます。ただ、公務員は終身雇用が前提とされる設計で、一度辞めると出戻りをするのは難しいと思えます。せいぜい任期付職員が限度だと思えます。しかし、辞めた後に様々な事情で公務員に復職したい(任期付ではなく正規職員として)というニーズもあるはずで、民間でも出戻りの採用を活発に行っており、公務員も行うべきだと思います。また、給与や退職金の計算は、勤続年数ではなく、通算勤続年数で評価すべきだと思います。そうしないと、出戻りの公務員は退職金が不当に低くなってしまいます。	離職する公務員の穴埋め。民間を経験した公務員の増加による効率的な行政の実現。公務員から始める雇用の流動化。リボルビングドアの実現。	個人	内閣官房 人事院	【人事院】 新たに国家公務員に採用された者の給与決定は、採用後の職務内容に応じ、採用前の経歴も考慮し決定することされており、提案いただいた国家公務員の給与決定においても、公務での勤続年数に加え、一度退職し公務外で勤務等していた期間の経歴も考慮し決定することが可能な仕組みとなっております。  【内閣官房】 (前段について) 一度離職した国家公務員が再度国家公務員として任用される方法としては、各府省により実施される選考採用による任用、人事院が実施する経験者採用試験による任用等があります。  (後段の退職金の計算に係る部分について) 国家公務員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による(国家公務員退職手当法第7条第1項)とされています。	【人事院】 人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)  【内閣官房】 (前段) 国家公務員法第36条後段、第45条の2第2項、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律等 (後段) 国家公務員退職手当法第7条第1項等	【人事院】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【内閣官房】 (前段について) 御提案理由にあります「民間を経験した公務員の増加による効率的な行政の実現」、「リボルビングドアの実現」などについては、官民の互いの分野で培った経験を活かしていくことにより、官民双方にとってプラスになるものと考えております。このため、引き続き、各府省により実施される選考採用、人事院が実施する経験者採用試験による採用など、多様な採用方法を複合的に活用しつつ、出戻りも含めた中途採用の推進に積極的に取り組んでまいります。また、霞が関全体の公募の推進に向け、内閣人事局が提供する国家公務員の採用情報ホームページである「国家公務員 Career Guide」において、霞が関全体の公募情報のプラットフォームを、本年2月に新たに整備いたしました。このホームページには、霞が関全体の管理職及び非管理職のリアルタイムの公募状況や、民間人材の活用事例等を順次掲載し、公募情報を積極的に発信してまいります。こうした取組も、出戻りも含めた中途採用の推進に寄与するものと考えております。(後段の退職金の計算に係る部分について) 国家公務員の退職手当については、その基本的性格が長期勤続報償であることから、職員としての引き続いた在職期間を算定の基礎とする現行の計算方式には合理性があるものと考えております。		
517	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学の教員公募における電子化・待遇の提示	1. ほとんどの国立大学は、教員公募の書類を郵送で提出するように志望者に要求している。これは電子メールでの提出を基本とするように変更すべきである。 2. 教員公募の際に、ほとんどの大学は待遇欄に「本学の規定による」などと書き、具体的な金額を示さない。待遇を具体的な金額で提示するように変更すべきである。	郵送での公募書類の提出は： (1) 海外の優秀な研究者を国内の大学で雇いたい場合、障害となる。国際郵便は手間がかかりすぎである。 (2) 紙資源の浪費である。  また、大学教員の待遇を具体的な金額で提示するのは、雇用の公正性を確保する上で不可欠である。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
518	令和3年2月15日	令和3年3月9日	公務員宿舍の廃止	今、公務員住宅が必要か考えてもらいたい。	公務員が、同じ住宅に住まなければならないほどの公務が常にあるのでしょうか。個人が負担する金額もびっくりするほど低価です。住宅手当を支給して賃貸住宅を個人で借りることをしてほしいです。  一般市民は自分で住宅を探しています。会社員であれば住宅手当を支給している人もいます。住宅に困窮している人のことに思いを馳せることは公務員として必要なことだと思います。	個人	財務省	国家公務員宿舍は、国家公務員宿舍法に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置しております。 現在、国家公務員宿舍への入居は、真に公務のために必要な職員に限定しており、宿舍に入居することが認められる職員の類型は以下の5類型となっており、公務のために真に必要な戸数を設置しているところです。  ①離島、山間へき地に勤務する職員 ②頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員 ③居住場所が官署の近接地に制限されている職員 ④災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画(BCP)等に基づき緊急参集する必要がある職員 ⑤国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員	国家公務員宿舍法	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
519	令和3年2月15日	令和3年3月9日	文部科学省の縦割り	文部科学省では学則の作成を私立学校に義務付けしていて、学則に学校に支払う費用を記載する事も義務付けている。その学則の作成には事細かな決まりを作り作成させ、保護者に安心感を持たせて支払い義務を課すのに、いざ学校が学則に記載していないお金を学則に記載しているかの様に騙しても文部科学省の指導担当課は指導を学校にしない。同じ文部科学省の学則作成担当課がホームページで記載している内容に抵触しているも課が違うから関係無いと言う事を平気で言う。同じ文部科学省が出している学則の作成の決まりについて実際に守らなくても良い様に担当課を変えているようにも見える。	学則を作成の担当課が学則の内容に反する事を学校がした時に指導すべき。学則は社会への約束と言ったところで、保護者に義務だけ課して守らないなら文部科学省の指導担当課はいらぬ	個人	文部科学省	学則は、学校教育法施行規則第三条において、学校の設置についての認可申請書又は届出書に必ず記載しなければならない事項として規定されています。また、学校教育法施行規則第四条において、少くとも記載しなければならない事項が示されています。	学校教育法施行規則	その他	学則には、法令上、授業料、入学料その他の費用徴収に関すること等を定めることとされているほか(学校教育法施行規則第4条)、在学関係設定の目的と関連し、その内容が社会通念に照らし合理的と認められる範囲で、学校により様々な事項が定められていると承知しています。 お示しの内容だけでは詳細がわかりかねますが、それぞれの学則に基づく学校の運営に疑義がある場合には、まずは当該学校の設置者(国立学校については各国立大学法人、公立学校については各教育委員会(大学・高専は各自治体)、私立学校については各学校法人)に御相談ください。 また、当該運営が学校教育法等の行政規制に反するおそれがある場合には、個別の具体的な状況を添えて、当該学校の所轄庁(国立学校・公立大学・私立大学については文部科学省、私立高校等については各都道府県)に御相談ください。その内容に応じ、各所管部局において、所管法令及び行政実例等を踏まえて対応させていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
520	令和3年2月15日	令和3年3月9日	妊娠・出産の保険適用及び居住地外での支払いについて	(1)妊婦健診と出産費用を保険適用してほしいです。 (2)自分の居住する自治体以外で(例:里帰り出産)妊婦健診や出産、こどもの受診をした場合の一時的な立て替えをなくしてほしいです。	(1)そもそもなぜ妊婦健診と出産費用は保険適用ではないのでしょうか。「病費」ではないですが、妊娠と出産を保険適用から外したのはなぜでしょうか。少子化対策と矛盾している気がします。 (2)里帰り出産等で居住地外で妊婦健診を受診した場合、まず全額自分で負担します。 その領収書を持って、今度は自分の住む自治体へ請求をし振り込まれるという流れですが、生まれたばかりの子どもがいるのに、自治体に請求しに行くのがどれだけ大変かわかりでしょうか。 おそらく、この制度自体を構築された方はこの一連の流れをご自分では体験された事がないのかなと推察します。 直接病院から各自自治体へ請求すればよいのではないのでしょうか。そうすれば他の通常業務とさほど変わらない業務フローで行えると思います。 ですが、現行のフローでは、 (1)全額自己負担する:余分に現金などを準備する無駄(地方の病院ではなかなかクレジットは使わせてくれません) (2)居住地の自治体の窓口で妊婦健診券と領収書を提出する:わざわざ出向かなければならない無駄、その場で請求書をコピーする無駄、妊婦健診券を突合する無駄、申請書を記入する無駄、印鑑を押す無駄、口座情報を記入する無駄 挙句の果てには、振り込みは何ヶ月も先と言われます。 また、上記(2)の無駄の反対側には、行政側での確認作業がすべてに付随しています。 これ、保険適用すればすべて解決できませんか。 保険適用できなくても、出産して体がボロボロ、赤ちゃんを抱えてわざわざ出向かなくても済むように、せつかくマイナンバーがあるのだからできませんでしょうか。 未来のすべての出産する女性のためにお願いします。	個人	厚生労働省	妊婦健診の実施主体は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項により、各市町村とされています。 そして、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年厚生労働省告示226号)において、「市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする」とされています。 健康保険制度においては、出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るための保険給付として、原則42万円の出産育児一時金を支給しています。出産育児一時金制度においては、医療機関の窓口で出産費用を一旦全額支払うという妊婦の負担を軽減するため、保険者から医療機関等へ直接出産育児一時金を支給する直接支払制度等の制度を設けています。	母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項等	対応	厚生労働省としては、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」を踏まえ、「里帰り出産等における妊婦健康診査公費負担に関する各自治体の取組事例について」(令和2年2月12日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡)を自治体宛に発出し、好事例の周知を行ったところです。 健康保険制度における出産育児一時金の支給については、制度の現状欄に記載の通りです。	
522	令和3年2月15日	令和3年3月9日	レジデンストラックについて	検査所では現在海外からの入国者に対し抗原検査を行っているところだが今後入国人数が増えるにつれより効率的な検査業務を行う必要がある。ただ外務省がレジデンストラックやビジネスストラックを始めたことにより必要書類が多くなり手続きが煩雑になり効率的に業務が遂行できていない。ついては検査エリアに外務省からの職員を常駐させ旅客の振り分けなどを行っていただけないだろうか。	時間の短縮になることはもちろん旅客からの質問に対して的確に回答できるようになると考える。現場では判断しかねる事象に関しても解決出来ると考えられ、より効率的に検査業務を遂行できるようになるのではないかと	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月1日以降、感染が拡大している国・地域を対象に、外国人の入国を拒否したり、検査での検査を実施したりするなどして、政府全体で水際対策を講じてきました。 そうした中で、令和2年6月以降、感染状況が落ち着いており、日本と協議が整った国・地域との間で、レジデンストラック・ビジネスストラック制度として、ビジネス上必要な人材等の国際的な往来が再開されました。 また、令和2年10月1日から、レジデンストラックについて、ビジネス上必要な人材等に加え、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とするともに、全ての国・地域における同様の対象者についても、新規入国を許可することになりました。 さらに、令和2年11月1日から、日本在住のビジネスパーソンを対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、ビジネスストラックと同様の14日間待機の緩和を認めることとしました。 なお、緊急事態宣言が解除されるまでの間、ビジネスストラック等の制度は一時停止されており	なし	検討を予定	レジデンストラック・ビジネスストラック等の制度についての対応要領を共有するなどして、空港の窓口にいる検査所職員の習熟を深めるとともに、職員の雇い上げ等による増員により、円滑に対応できるように努めてまいります。	
523	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査について	日本に住んでる人、世帯に回答の義務がある調査なのですが、統計法となってます。やり方、古くないですか？住民票とか、納税証明とか、各役所で、把握できないんですかね。 なにかしら、自分達のデータや、情報は、各役所に、ありますか？ 情報あるのに、もう一度、名前からすべて書くと効率悪いな。って思いました。法律に今なってるからしょうがないんですけど。	法律に今なってるので、改正するしかないのでしょうか、昭和、または、その前からのものって、その時は、その方法が最善だったんだと思います。 各役所の毎年のデータを活用や、各世帯の把握、まとめをするとかはどうでしょうか？ そんなに、簡単なことではないのかもしれないけど、ちょっと、また、これきたなーまだ、これやってるんだーという思いになったもので、できれば、よろしく願います。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
524	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議会員の任命方法について	(1)会員の推薦による任命でなく各分野毎に学者の選挙で選出する方がよい (2)立候補可能は准教授以上からとする	(1)日本学術会議の推薦や首相の拒否が国民に疑念を持たれないようにするため。 (2)若い優秀な学者を採用できるように ※ただし、この組織に税金をかける費用対効果がなさそうなので廃止でもいいと思う。又は新組織の設置	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 会員は、日本学術会議が優れた研究又は業績がある科学者のうちから候補者を選考して内閣総理大臣に推薦し、この推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命することとされています。	日本学術会議法	検討に着手	令和2年12月16日に中間報告を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報告) <a href="http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryos305-tyukanhoukoku.pdf">http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryos305-tyukanhoukoku.pdf</a>	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
525	令和3年2月15日	令和3年3月9日	学振特別研究員の手続きの押印廃止	<p>学術振興会の特別研究員が行う手続きのほとんどで、根拠の不明瞭な押印が要求されるので、廃止をお願いしたいです。</p> <p>特別研究員が行う手続きの様式は40あり、うち37に押印が必要で (<a href="https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki/yoshiki/index.html">https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki/yoshiki/index.html</a>)。</p> <p>中には、指導教員や、大学院研究科長の印が必要な手続きもあります。</p> <p>押印の根拠は必ずしも明確ではありません。</p> <p>研究員や大学教員が研究に専念するため、押印の廃止をお願いします。</p>	<p>(1) 研究員を研究に専念させる: 押印が必要なために、様式の印刷・押印・(必要な場合)手元に保管するための書類のスキャン・郵送が必要になっており、手続きのたびに、多大な時間を割きます。法的根拠のないものについては、押印を廃止することで、この時間を省き、研究に専念させることができます。</p> <p>(2) 大学教員を研究に専念させる: 手続きの中には、指導教員の押印が必要なものもあるため、その廃止により、大学教員の研究時間を確保することができます。</p> <p>(3) 研究員が将来研究職を目指すことを促進する: 学振研究員に要求される、押印をはじめとする煩瑣な手続きが、研究員が研究職を目指す意欲に水を差しているとの声を聞きます。日本で研究するがかり、科研費その他で、学術振興会と付き合うこととなります。研究員として煩瑣な手続きを経験すると、大学教員に要求される雑務の多さが想像され、日本で研究者をしても研究に専念できないだろうという懸念を抱かせます。</p> <p>(4) 留学生・外国人研究員を招く際の障壁をなくす: 押印をはじめとする煩瑣な手続きが、学振研究員の留学生を当惑させています。手続きは、本国内で研究をするよりもはるかに煩瑣であるため、留学生を日本に招く際の障壁になります。</p>	個人	文部科学省	特別研究員本人は、署名をもって押印を省略できるため、基本的に押印は不要ですが、受入研究者(指導教員)及び研究機関長(大学院研究科長)は、基本的に押印が必要で(令和2年度中に新たに設けた様式等については、特別研究員本人のほか、受入研究者についても、署名をもって押印を省略できます。)	なし	対応	独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に関する手続きについては、令和3年度から、ウェブシステム及び電子媒体での提出を可能とするスキームを導入し、同年度中のできるだけ早い段階で、特別研究員本人、受入研究者(指導教員)及び研究機関長(大学院研究科長)の押印を不要とします。	
526	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査のデジタル化	紙を担当者が各世帯を訪問して対面で説明して記入後回収するのを基本としているのを、インターネットでの回答を基本にして、希望者にだけ紙を送付するように改定する。	<p>国勢調査が行われていますが、何故か人が紙を持って各世帯を訪問して、対面で説明をして、紙を集めて集計することが基本となって進められているとのこと。例外として、インターネットや郵送による回答ができるとのこと。</p> <p>是非下記の様にして頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳のデジタルデータを基本として活用してもらいたい。</li> <li>転居しても住民票を移動しない国民が居て使えないとの説があるが。</li> <li>主に学生のようなが、大学と連携して住民票を正しくさせて欲しい。それ以外は、誤差範囲であろうから無視してもいいと思います。</li> <li>収入などの付いた国税庁のデータと連携すればいい。</li> </ol> <p>上記はすぐにはできないだろうから、それまではインターネットでの回答を基本として、希望者には紙を使うようにしてもらいたい。</p>	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
527	令和3年2月15日	令和3年3月9日	使途を特定しない一般財源としての地方財政措置について	平成29年から「学校図書館図書整備等5か年計画」策定にともなう地方財政措置があるが、確実に学校図書館の充実につながるようできないか。各自自治体内の学校間で資料共有システムを作ることをすすめる等できないか。	平成29年から「学校図書館図書整備等5か年計画」として学校図書館を充実させるための財政措置がされている。ただ、使途を特定しない一般財源として地方自治体に措置しているため、財政が厳しい各自自治体内の中々学校図書館の充実につながらない。学校図書館図書標準達成のため、廃棄本については厳しく規制されるが、古くなった本の更新がままならない。せつかくの多額の財政措置が本来の目的に使われないのであれば意味がない。	個人	文部科学省 総務省	「学校図書館図書整備等5か年計画」(平成29年度～令和3年度)を踏まえ、同計画に基づく学校図書館の図書整備、学校図書館への新聞配備及び学校司書の配置に必要な経費について、地方交付税措置を講じております。 文部科学省においては、学校図書館の図書の整備充実、新聞配備の促進、学校司書の配置促進に努めていただきたい旨を各都道府県・指定都市教育委員会に毎年、通知を発出するとともに、リーフレットを作成して、全国の教育委員会や学校現場に配布するなど周知を図っています。また、例年9月に「各都道府県・指定都市教育委員会学校図書館担当指導主事連絡協議会」を開催し、行政説明の中でこの「5か年計画」や地方財政措置の内容について説明を行っています。	なし	現行制度下で対応可能	地方交付税については、地方交付税法において、「使途を制限してはならない」と規定されており、具体的な使途についてはそれぞれの地方団体の判断に委ねられておりますが、図書は児童・生徒の学習を進めるうえで必要不可欠なものであり、今後とも、関係会議の場などを活用しながら、各学校の設置者において必要な予算が確保されるよう促してまいります。 また、各自自治体内の学校間の資料共有システムについては、地域の実情に応じて、各学校の設置者が判断していただくものと考えています。	
528	令和3年2月15日	令和3年3月9日	官公庁に出す見積書や請求書について	官公庁との取引・契約における「見積書」「請求書」等の様式の策定や事業者向けマニュアルの公開	官公庁に見積書や請求書を出す際に、フォーマット等が存在せず必要な記載項目が不明で混乱します。例えば見積書の宛先は支出負担行為担当官で、請求書が官署支出官宛等は説明されない限りわかりません。また民取引では代表者の役職・氏名を省略しているため、官公庁用にはハンコで代表者を記載しなくてはなりません。少なくとも必須項目があるのなら、すべての官公庁にまたがる統一フォーマットを作成すべきです。そうすることでしり込みしている新規の事業者の参入が促され、経費の削減につながるかと考えます。また法的根拠がないのなら、見積書等にも代表者の記載は省略しても差し支えないと考えます。社会通念上、見積書や請求書に代表者の氏名が記載されなくても、権限の行使は可能と考えます。	個人	財務省	官公庁へ見積書・請求書の提出や代金の請求方法(見積書・請求書の宛先、代表者名の記載の要否等)については、会計法令上定められていません。	なし	現行制度下で対応可能	官公庁へ見積書・請求書の提出や代金の請求方法(見積書・請求書の宛先、代表者名の記載の要否等)については、会計法令上定められていません。	
529	令和3年2月15日	令和3年3月9日	マイナンバーカードの充実による国勢調査の簡素化	マイナンバーカードの充実とマイナンバーカード利用による国勢調査のインターネット回答	今回の国勢調査内容であればマイナンバーカードの充実により行政サービスとの連携で不要になる部分があり、インターネット回答であれば国勢調査事務も簡素化され経費の節減となると考える。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
530	令和3年2月15日	令和3年6月16日	外国人労働者新法案	外国人労働者を一旦全て祖国に帰ってもらう。日本国内を整理する。その後受け入れるのであれば、国別制限、人数制限をする。技能実習生が妊娠した場合、労働で来ているのだから、祖国に帰ってもらう。受け入れる場合、厳重に審査を行う。コロナで職を失った日本人がたくさんいます。まず、日本人から雇うべきです。このままでは自殺者が増えます。	<p>農作物、家畜等の盗難が続いています。外国人のコミュニティで売買されているものも確認されています。</p> <p>また、種苗なども流出しています。</p> <p>これらの犯罪に外国人が関わっているのは明白です。</p> <p>農作物、家畜、種苗などの損害額が多大な事になっています。</p> <p>技能的な事も流出して、経済的ダメージも計り知れません。</p> <p>職を失った日本人を雇う事によるメリットは、経済的に余裕が出来れば子供を作ろうと思えます。経済的不安から子供を育てられないと諦める人が多数です。</p> <p>外国人ばかりが犯罪をしているとは言いませんが、やはり習慣などが違うので、治安悪化も懸念されるので、子供を安心して育てられないと思う人も多くいるのは確かです。</p> <p>国別制限、人数制限をし、受け入れに厳重な審査をすることで治安悪化を阻止する事にもつながります。</p> <p>また、労働で来ているのだから、妊娠で働けないのであれば祖国に帰ってもらうのは仕方ないと思います。犯罪を犯した実習生も強制送還し、再入国は禁止。</p> <p>入国時に書面で契約すべきです。</p>	個人	法務省 厚生労働省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第二の在留資格を除く。) また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)において定められています。 さらに、懲役又は禁錮に処せられた者については、出入国管理及び難民認定法第5条第一項において上陸の拒否、第24条において退去強制の対象として定められています。 技能実習生の妊娠については、技能実習生には日本人労働者と同様に労働関係法令等が適用されることから、妊娠等を理由として技能実習生を解雇等不利益な取扱いをすることは法律により禁止されています。	その他	外国人労働者の受け入れの在り方に関する政府の基本的な方針は、専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資するという観点から、積極的に受け入れていくというものです。 一方、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受け入れについては二重の把握や受け入れが与える経済的効果の検証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受け入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受け入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であると考えています。 なお、刑法等の罪により懲役又は禁錮に処せられた外国人等については、出入国管理及び難民認定法第5条1項において上陸の拒否、第24条において退去強制の対象としています。 技能実習生の妊娠については、技能実習生には日本人労働者と同様に労働関係法令等が適用されることから、妊娠等を理由として技能実習生を解雇等不利益な取扱いをすることは法律により禁止されています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
531	令和3年2月15日	令和3年3月9日	東京国税局におけるコピー用紙の統一について(行政改革)	東京国税局査察部において、局長及び次長等への決裁文書を印刷する際、通常使用する再生紙よりも上質紙(以下、「上質紙」と呼ぶ)を使用することとなっている。国税局全体で用紙を統一すべきである。	提案理由は以下の2点 1 次のとおり、コストが削減できること (1)在庫管理が容易になる(人件費削減) (2)印刷時の事務が単純化する(人件費削減) (3)調達時に規模の利益が働く(備品費削減) 2 次のとおり、上質紙を使う理由がないこと (1)書類の保存に関して、他決裁文書は再生紙で印刷することから、当該決裁文書のみ上質紙である必要がない (2)局長及び次長等も国税局内部の人間であり、納税者や国会議員等に向けた書類ではない	個人	財務省	東京国税局においては、温室効果ガスの排出抑制のため財務省が定める計画に基づき、コピー用紙として再生紙を一括購入し使用しております。一方、個別・例外的に、各部課で上質紙を使用することが必要な場合は別途購入しており、上質紙の使用を禁止するような規定はないため、使用するコピー用紙の種類については各部課において必要性等の観点から判断をしております。		対応	東京国税局においては(制度の現状に記載のとおり)、温室効果ガスの排出抑制のため財務省が定める計画に基づき、コピー用紙として再生紙を一括購入し使用しております。内閣府より連絡のあった令和3年2月15日以降、査察部において作成する資料についても、財務省が定める計画に基づき一括購入している再生紙を使用することとしました。		
532	令和3年2月15日	令和3年9月10日	学内郵便の費用対効果	学内郵便で回すものを個人間のもものはオンラインに切り替えてほしい。捺印のためだけに、封筒に入れポストに入れ、学内郵便の集配を待つ時間は無駄です。	起案書や決済書類などの捺印が一通り集まらないが故に、学内郵便内で同じ書類がぐるぐる回り、その度に郵便物の仕分けを大学職員がしなければいけない理由がわかりません。仮に自分が携わっている起案書ならまだしも、他人の起案書を持ち運びさせ、学内郵便を待つ仕事しなければいけない理由がわかりません。ましてや、学内郵便の仕分け作業を障害者雇用枠の人に一概に振って、どんなハンディキャップがある人に対しても郵便物の仕分けをお願いしているあたりに蔑視や差別を感じました。ダイバーシティを全面に押し出している割に、中身は大学職員の面倒な仕事の押し付けにしか見えなかったです。判子作業が減らせるなら、オンラインでの起案書のやりとりを増やして学内郵便を減らしてほしいです。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。					
533	令和3年2月15日	令和3年3月9日	防衛大学校におけるネットワーク環境	防衛大学校のネットワーク環境と防衛省のネットワークシステムとの分離をお願いします。	防衛大学校では機密情報を扱っていないにも関わらず、すべての教官が防衛省の共有システムを使用するため、Web会議やオンラインストレージ等のクラウドサービスを使用することができません。そのため、オンライン開催の学会や会議等の出席、運営に支障をきたしています。このままでは、教育研究機関としての機能を維持できません。	個人	防衛省	現在、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年7月25日、サイバーセキュリティ戦略本部決定)等に基づき、防衛省では、接続するインターネット接続口を統合・集約し、集中的なセキュリティ監視を行うなどの取組を行っており、その一環として、防衛省本省に置かれる施設等機関の一つである防衛大学校の電算機システムも、防衛情報通信基盤(DI)に加入し、セキュリティを確保しています。DIに加入するシステム上では、原則として、ウェブ会議サービス等の約款による外部サービスの利用は認められておりません。	なし	対応	令和2年秋より、部外学会等へのオンライン参加が可能なタブレットを本省内部部局より貸与するとともに、防衛大学校内においても学会参加のための専用端末及びWi-Fiの整備を開始し、令和2年10月末時点で既に一部利用可能になっています。令和3年度当初からは、すべての教官が部外学会等へオンライン参加可能となるようWi-Fiネットワークを利用することのできる環境が整備される予定となっております。更に引き続き利便性の向上を検討していきます。		
534	令和3年2月15日	令和3年3月9日	防衛大学校教官の業績評価	防衛大学校における教官の業績を評価する方法を研究機関として国際的に妥当なものにしたいだけではないでしょうか。	防衛大学校での教授職等への昇進には、論文の数を基準にして行われていますが、実際には日本語の論文や、国際論文誌としては認識されていないような評価の低い英語の論文も業績として評価されています。そのため、論文の質を無視し、数だけを稼げばよいと考えている教官も多数おり、内容の薄い日本語の論文ばかりで、文科省科学技術政策研究所が公表している科学技術論文数にカウントされるような国際論文を1本も書いたことがないという教授も多数存在します。すでに教授になってる教官の多数がそのような状況のため、現状の評価制度が変えられることもなく、危機感もありません。また、科研費等の競争的研究資金の獲得は、研究者として一人前になるための登竜門となっていますが、教官の研究業績の質が低いため、獲得が難しい教官が大多数です。さらに、一般的には科研費の実績は研究者としての評価に繋がりますが、評価する側の教授が獲得した経験がないため、科研費を獲得しても防衛大内での評価につながっていません。国内の大学でも研究水準の高い大学では、日本語の論文は教員の業績として扱わないところもあり、科研費の獲得実績は教員の評価対象となっています。防衛大学校でもそのような高い水準の評価方法を導入する必要があると考えています。このままで世界の研究水準から大きく遅れることになってしまい、防衛大学校の掲げるグローバル人材の育成も難しいと思われれます。	個人	防衛省	教官の評価にあたっては、論文や科研費の実績を含む研究業績、教育の実績及び能力、人物等を総合的に審査しているところがあります。このうち、論文の評価については、研究業績として計上した論文について、所属学会(学協会名や会員数、学会の特徴等)や論文の規模等(掲載誌、発刊所、査読の有無、掲載誌の特徴等)も十分に考慮した上で、評価しているところがあります。また、科研費の評価については、科研費を含む競争的研究資金を取得した実績を評価しているところがあります。なお、防衛大学校における科研費(平成21年度より応募を開始)の採択率は、平成29年度、過去最高の約40%(29件/72件、全国第5位)となりましたが、近年は約30%と減少傾向にあります	なし	検討を予定	教官の評価については、将来の幹部自衛官となる学生を育成する機関として、グローバルな人材育成の視点等を含め、引き続き、適切に評価を実施して行く所存です。また、科研費については、校内の科研費採択実績がある複数の教官による説明会実施や、科研費の採択率の高い大学、採択実績のある国立研究所へ研修に行くなど、応募件数及び採択率の向上を目指し、研究者に対して科研費の応募を呼び掛ける働きを実施し、優秀な教官を安定的・継続的に確保していく所存です。		
535	令和3年2月15日	令和3年3月9日	自転車防犯登録の透明化	自転車購入時に1台いくらと取られている自転車防犯登録制度があるが、どのような事業をしているかよくわからない。放置自転車があって警察へ連絡すると、道路管理者の方に連絡するようと言われて埒が明かない。自転車防犯登録を管理している団体に通報すれば一度で対応してくれるようにしてもらいたい。	自転車防犯登録を管理している団体自体の連絡先が広く市民に知らされていない。盗難された場合団体に連絡すれば、番号で検索し警察と連携して早く発見してもらえると考えられる。	個人	警察庁	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号)第1条	現行制度下で対応可能	引き続き、警察において、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に努めてまいります。			
536	令和3年2月15日	令和3年3月26日	NHKの分割民営化	NHKを民間部門と公共部門に分割する。必要最低限の公共放送を維持し、受信料を300円程度にする。公共部門は、広告収入で運営する。	提案が実現した場合、受信料が劇的に減少し、国民に多大なメリットが生じる。NHK等の反対に合い、この改革は非常に困難だと思うが、河野大臣の手腕に期待したい。	個人	総務省	NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。	放送法第15条及び第16条	対応不可	公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
537	令和3年2月15日	令和3年3月26日	公共交通機関等の多言語表示の見直しについて	現在、公共交通機関等では4か国語表示が多いですが、煩雑で見づらいです。これを日本語と英語表示に替えるべきです。外国人にも行先や地名なら英語で分かります。実際、外国人のほとんどは、スマホアプリで調べてるので表示自体シンプルでも支障ありません。	電車や駅、道路等の表示や掲示で4か国語は、かえってごたごたして見づらくさせています。4か国語表記のうち、特に韓国語は、日本人より英語ができますし、地名はハングルでなくてもローマ字で理解できます。中国人は、ローマ字のほか漢字もあります。これからオリンピックや万博で世界中から観光客がくるので、ハングルと中国語表示は、ほかの外国人や他県の日本人から見ると、かえって複雑にさせてしまうので、なるべくシンプルに表示すべきです。英語は世界共通語なので大半はこれで済みます。実際の外国人はスマホアプリで調べていますので、支障ありません。多言語表示が必要なら別途、駅や観光地、宿泊施設にガイドマップやガイドブックというかたちで、駅構内、観光施設、ホテル、街中案内所等に設置配布すれば済みます。この方が親切です。4か国語表示の理由は、訪日に中国人や韓国人が多いかもしれませんが、世界を見れば、スペイン語、アラビア語、フランス語の方がハングルより普及しています。また中国と韓国は、政治問題や経済問題で訪日拒否もあるので、公共施設に恒常的に表示する必要がありません。中国語とハングルに特化して、町中表示することは治安と安全保障上も問題ありません。実際これで窃盗がしやすいと言ってますし、スパイ活動も容易らしいです。最後に、日本人旅行者として言わせてもらいますと、地方から東京、他県に行った際も、4か国語表示は煩雑でわかりずらし、地名は地域独特の呼び方があるので、漢字だけだと読めないためローマ字併記のほうが分かりやすいです。	個人	国土交通省	観光庁では、平成26年3月に「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定し、訪日外国人旅行者への情報提供の指針を定めているところです。ガイドラインでは、情報提供に係る言語は英語を併記することを基本とし、「施設特性や地域特性の観点から、中国語又は韓国語等の表記の必要性が高い施設については、視認性や美観に問題がない限り、中国語又は韓国語その他必要とされる言語(例えば、タイ語、ロシア語等)を含めた表記を行うことが望ましい」としており、公共交通機関等における多言語による情報提供については、各事業者が必要に応じて導入を判断しているものとなります。	なし	現行制度下で対応可能	本ガイドラインでは情報提供に係る言語は英語を併記することを基本とし、その他の言語の記載については事業者の判断に委ねられています。	
538	令和3年2月15日	令和3年3月26日	農林と国土交通省の工事の積算単価	工事の積算単価の違いや書類の整備の無駄	同じような工事で各々の管理の仕方や積算金額が違う。また、写真を撮って資料をいくつも作成しているが、今はビデオや音声データで十分な気がします。管理者は工事を行うより書類を作成の方が重要と思われる。作成した書類は本当に必要か？また、どのような時にどの位の頻度でそれを活用したか調べてもらった方が良いと思う。もし頻度が過小ならなくても解かる方法を考えれば、無駄な作業が無くなります。また、建設業法で資格者の専任などありますが優秀な人間であれば現場を複数管理しても良いのでは？それぞれ能力は違うのですから生産性の向上になると思います。	個人	農林水産省 国土交通省	<p>&lt;農林水産省&gt; 【管理方法及び積算金額】 同じ種類の工事であっても、工事目的物の規模や現場条件は異なり、それにより発注にあつての積算金額(予定価格)や施工中の管理方法は異なります。</p> <p>【資料作成】 工事情報共有システムの活用により、書類の作成・管理における業務効率化の推進に取り組んでいます。その他にも業界団体との意見交換等により工事書類の削減のための検討を進めています。</p> <p>&lt;国土交通省&gt; 【管理方法及び積算金額】 国土交通省の中の、一見同じ種類に見える工事であっても、工事目的物の規模や現場条件が1つ1つ異なるので、発注にあつての積算金額(予定価格)や施工中の管理方法は一般的に異なります。</p> <p>【資料作成】 工事書類は、施工中・完成後に、確実に施工されたことを確認するために必要なものです。写真管理基準(案)においては、「写真を映像と読み替えることも可とする」等、工事書類簡素化のために必要な基準類の改定を進めています。その他にも業界団体との意見交換等により工事書類の削減を進めると共に、検査において確認する書類を限定する「検査書類限定型モデル工事」の取組を進める等、工事書類簡素化を進めています。</p> <p>【建設業法第二十六条の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者について】 公共性のある施設等に関する重要な建設工事では建設業法施行令で定めるものについては、適正な施工をより厳格に確保する必要があるため、建設業法において監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任配置を求めているところですが、一定の要件を満たした場合には、監理技術者等が2現場を兼務することも可能としています。</p>	<p>&lt;農林水産省&gt; 検討に着手</p> <p>&lt;国土交通省&gt; 【資料作成】 検討に着手</p> <p>&lt;建設業法第二十六条の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者について】 検討を予定</p>	<p>&lt;農林水産省&gt; 【資料作成】 今後も受発注者の業務負担軽減のため、引き続き基準類の改定等による工事書類簡素化を進めていきます。</p> <p>&lt;国土交通省&gt; 【資料作成】 今後も受発注者の業務負担軽減のため、引き続き基準類の改定等による工事書類簡素化を進めていきます。</p> <p>【建設業法第二十六条の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者について】 監理技術者については、今後、兼務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し(令和3年度予算案に計上中)、安全や品質を確保した上での拡充のあり方について検討してまいります。また、主任技術者の職務の実態やICT技術の活用状況等については、今後、調査・検証が必要であり、監理技術者の専任に関する調査・検証の状況も参考にしつつ、専任要件のあり方やテレワークの導入等による業務の効率化について検討が必要になります。</p>		
539	令和3年2月15日	令和3年3月9日	P T A適正化に向けた行政への要望	今は地縁型でなくテーマ型の活動団体が増えている。行政と社会教育関係団体の相互依存関係が変わらず残っているが、やめるべき。親が感じる問題を話し合ったりできる団体に変わるべき。そのためには、学校単位の団体で十分であり、地域や全国の上層組織は不要。廃止して下さい。	東京都墨田区です。区から P T A に適正化を働きかけてもらっても改善されない。P T A や町会に全員加入が前提でシステムが出来ている。学校ごとに対応にはばつきがある。任意周知も加入意思確認が行われていない。未加入だと、P T A 主催のイベントに参加できない、配布物が貰えない、学校が子ども会に名簿を渡し、個人情報条例違反をした。子ども会を退会したら登校班で通えなくなった。その場合、保護者が付き添わなければならない学校がある。校長が P T A を退会させてくれない学校もある。くじ引きで委員を強制的に割り当てる、非民主的な手法が行われている。退会方法が規約にない。文科省から通知が各自自治体へいっているはずだが、守られていない。強要、人権侵害とも感じる。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
540	令和3年2月15日	令和3年9月10日	介護職処遇手当配分について	介護処遇手当や特別処遇手当を施設判断の配分にするようにできないか	現在介護処遇手当や特別処遇手当は施設判断での配分となっておりますが、家族経営等の施設では、不平等な配分になっている事が多く、介護福祉士を取得してもあまり給料差がないのが現状です。先日の介護慰労金のように個別に給付する、もしくは配当分配を明確にしたものを国から提示し、今回の施設への手当分では資格保有者で役職の方にはこの金額を、役職なし資格者保有者にはこの金額を、資格保有者なし介護職員にはこの金額を…といった形にしてみたいです。現状として介護福祉士を取得する際にも今は実務者研修で10~20万円近くの費用がかかる為、取得後も給料差があまりなく、ならば受けなくてもいいやという職員が増えています。また処遇手当の恩恵が施設判断配分のため処遇手当開始後とどの職員も大差ない状況であり、離職も多く新しい人材も来ない状況が続いております。アルバイトよりも少し多いかなというぐらいの月給者が多く、まとまった休みも取れず、疲弊している職員も多い仕事なので金銭的にも余裕がないと将来の介護業界は先が見えない状況かと思えます。処遇手当や特別処遇手当にはとても感謝しておりますのでより有効なものになってほしいと思提案させていただきました。	個人	厚生労働省	介護職員の処遇改善については、これまでの累次にわたる改善に加え、令和元年10月からは、公費1000億円を投じ、経験・技能のある介護福祉士の資格を有する介護職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を実施しています。この更なる処遇改善においては、 ・経験・技能のある介護職員において、最大8万円相当又は役職者を除く全産業平均水準までの給与増を行うことや、 ・平均の賃金改善額の配分ルールについて、経験・技能のある介護職員は、その他の介護職員より高くすることとし、介護職員以外の職種は、その他の介護職員の2分の1を上回らないこと といったルールを設定しています。なお、処遇改善に関する加算については、事前に事業所から処遇改善に向けた計画の提出を求め、事後に実績報告を求めることにより、介護職員の賃金改善を担保しています。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等	現行制度下で対応可能	処遇改善に関する加算について、取得支援をよりきめ細かに進めていく観点から、令和3年度予算において、加算を未取得の事業所に対し、賃金体系の整備や届出手続等に係る個別の支援等を強化していくこととしています。介護職員の賃金は、労務間で自律的に決定されるべきものであり、事業所ごとに職員構成が異なることから、経験・技能のある介護福祉士の資格を有する介護職員に重点化した処遇改善を図ることに加え、国が一律に賃金改善の水準をお示しすることは、適当ではないと考えておりますが、処遇改善加算等の取得促進に向けた取組を進めることで、介護職員の処遇改善を着実に図り、長く働き続けられる環境整備を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
541	令和3年2月15日	令和3年3月9日	里親認定について	里親認定を全国統一してほしい	子供を助けたいと、県の里親認定研修をうけました。しかし、引越し、転勤で県外に出るたびに、研修は、やりなおし、委託児童とは引き離されるのが現状です。自営や小さな小売店とかじゃない限り、転勤は、あります。公務員だっておなじです。その都度やり直しは経費の無駄だとおもう。	個人	厚生労働省	「養育里親研修制度の運営について」(平成21年3月31日雇児発第0331009号)等に基づき、各都道府県等にて研修を行っているところ。都道府県等を超えて移動する方については、都道府県知事が適切に養育ができると認定した場合には、研修科目を免除する等の対応を行っています。	児童福祉法第六条の四	対応不可	里親研修は、 ・里親制度をはじめとする社会的養護の現状や ・養育上必要なスキルを学ぶだけでなく、 ・地域における子育て支援サービスのご案内や ・里親会活動等、地域の支援者や先輩里親との関係構築も含まれており、全国統一は困難です。  ただし、里親認定に係る里親の負担軽減は重要と考えており、「養育里親研修制度の運営について」(平成21年3月31日雇児発第0331009号)等において、都道府県知事が適切に養育ができると認定した場合には、研修科目を免除する等の対応を示しており、また、研修に係る経済的負担がなくなるよう補助を実施しています。	
542	令和3年2月15日	令和3年7月20日	理学療法士の学生に対する臨床実習指導者がパワハラやネグレクトが多く、手本を見せるような教育的でない現実	医学や看護学の臨床実習では、昔から臨床実習指導者は、手本を見せたり、段階的に優しくアドバイスが多いです。看護では臨床実習者の勉強の場もたくさんあります。しかし理学療法の臨床実習は、教育的ではなく、手本も見せず、まだ、未熟な学生のできない所を載り行動、つまり、否定的な言葉を投げ掛ける事が多く、手本を見せるような教育的でない現実	高齢化の日本で、理学療法の分野は質の良いものになってほしいです。また、志している人に他の医療の分野の教育のように、段階的に成長できるよう学生に責任を負わせず指導者自らが、真似される手本になる意識で理学療法教育の意識改革を願います。江戸時代かと思うような、挨拶をしても足らないと、挨拶の強要、気遣い強要、初日から、邪魔、退いて！と大人数に注意を受けるなど、人権を否定されながら我慢しながら実習している人もいます。専門的な事を教えてほしいのに教えてもらえず、毎日否定の言葉を投げ掛ける知ったかぶりのパワハラが、中にはあり、おとなしい学生には見えないいじめを受ける事も。学校は、学生の気持ちを理解していても、実習させてもら立場で強く言えないのが、現実で、大きい力で、理学療法臨床実習者の勉強会など実施しないと、変な連鎖を繰り返すと思います。私は、共産党関係の病院で実習した学生に聞きましたが、挨拶しても患者でなく、何十人もの勤務者に挨拶の強要で、本当の勉強ができなかったと聞いてます。同級生も、教えてくれず、無視や邪魔など言葉をもらい、人権を無視されても我慢していたようです。中には立派な病院指導者で勉強になる人もいますが、こんな当たり外れで良いのでしょうか。我慢して当然な風潮を変えて学ぶ権利、後輩育成の責任を正しい方向に向けていただきたいです。非常識な知ったかぶりの人に、才能が、埋もれさせられることのないよう理学療法の職としての質の向上も必要だと思います。全国に理学療法の学校は、多いですが、臨床実習場所の教育があまりにも場所により差があり、新人がやりがいを感じられるよう配慮の必要性を感じます。	個人	厚生労働省	理学療法士の養成においては、適当な実習指導者のもとで臨床実習を20単位以上行うこととしています。 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う実習調整者を1名以上配置することとしています。 臨床実習は、1単位を40時間の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学習等がある場合には、その時間も含めて45時間以内としています。 実習指導者は、理学療法に関して相当の経験を有する理学療法士で、免許取得後5年以上業務に従事し、かつ、厚生労働省指定の臨床実習指導者講習会等を修了した者としています。 実習人員と実習指導者の対比は、2対1程度が望ましいこととしています。	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第1項第3号、第11号、別表第1理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン3(6) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン5(4) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン8(1) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン8(2)	対応	理学療法士の養成については、理学療法士を取り巻く環境の変化に対応するため、平成29年度に「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」を設置し、教育内容や総単位数、臨床実習の在り方などの見直しを行いました。当検討会の報告書を踏まえ、平成30年10月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等の改正を行い、令和2年4月1日から適用されています。 臨床実習の主な見直し内容としては以下のとおりです。 ・臨床実習1単位の時間数について、課題など時間外での学修が多い状況を考慮し、実習時間外に行う学修も含めて45時間以内と規定。 ・臨床実習指導者の要件について、免許取得後5年以上業務に従事した者で、かつ、厚生労働省指定の臨床実習指導者講習会等を修了した者と規定。なお、臨床実習指導者講習会の開催指針において、ハラスメントの防止を含めた臨床実習指導者の在り方等を講習会のテーマとして扱うこととしています。	
543	令和3年2月15日	令和3年7月20日	75歳時の健康保険料支払い	75歳から後期高齢者健康保険に移行しますが都道府県所管のため74歳までの国民健康保険は基礎自治体所管で縦割り行政です。本人はこれまでの銀行引き落とし契約の再契約手続きが求められます。独居老人は無理かも知れませんが、口座情報を市から県に連携しシームレスにしてください。	75歳の健康状態がどうなっているかわかりませんが、キャッシュレス化に逆行しています。	個人	厚生労働省	口座情報を全国一律で国民健康保険から引き継ぐことができるようにすることについては検討を行いました。主に次の点で課題があると考えています。なお、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に基づき、それぞれの地方公共団体で対応いただくことは差し支えありません。 ・国民健康保険と後期高齢者医療制度では、納付義務者が異なる(国民健康保険：世帯主、後期高齢者医療制度：被保険者本人)ことに加えて、納付義務者と実際の納付者は同一でないことから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の納付義務者と実際の納付者から同意を得る必要が生じること ・口座振替の申込書の提出を省略する場合であっても、後期高齢者医療制度への移行時において口座振替を継続するためには、本人同意書の提出はなおも必要であり、書面での手続が必要という点では、必ずしも被保険者の負担軽減は図れないこと	高年齢者の医療の確保に関する法律第108条第1項国民健康保険法第76条第1項	その他	地方公共団体宛てに、被保険者が75歳に到達する前に、口座振替の申込書を郵送するとともに、郵送による口座振替の申込書の提出を受け付けるなど、口座振替手続きの簡素化に向けた取組を推進してもらうように通知しています。	
545	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査	住基ネットで高額の運用費を委託しているのだから、住基ネットの印刷等を利用し、転職等々で変更があれば、そこだけ修整できる様に住基ネットを有効利用して欲しい	住基ネットの有効利用及び調査員の労務、経費削減	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
546	令和3年2月15日	令和3年3月26日	国勢調査の電子配布による調査用紙配布の無駄削減	記入用紙には市町村コード、調査区番号、世帯番号があることから、住民票に基づく調査リストがあるはず。マイナンバーによって世帯主が電子入力するよう事前に登録し、ログインIDやアクセスキーを電子配信してもらえば紙が無くても回答できます。調査票を配る手間が大きく削減されるはず。将来的には、マイナンバーカードを持っている世帯主に積極的にアナウンスし、電子媒体で調査票を見てもらうこともできるはず。紙不要、調査員へのプライバシー・漏洩リスクの排除、いつでもどこからでも入力できる電子調査を推進し、簡便にすることで回答率を上げてほしい。	今回の国勢調査では10月6日に市役所に調査用紙が届いていないことを市役所に連絡し、10月7日にポストに投函され、インターネットで入力しましたが、危うく調査されないところでした。調査票封筒の中には9月30日に不在だったと記載されていることから、その日にたまたま不在だったのかもしれませんが、不在の時には帰宅時にここに連絡してほしいと郵便配達みたいにする方がいいかもしれませんが、電子化すればもっと楽になるはず。コロナのこともあり調査員の方も大変だったとは思いますが、調査世帯数が減ればもっとちゃんとやってもらえると思います。	個人	総務省	国勢調査は、5年に1度、我が国に住む全ての世帯を対象に実施しており、住民票などの届け出に関係なく、実際にふだん住んでいる場所で把握することとしております。(住民基本台帳に基づいて調査を行っているものではありません。)なお、マイナンバーは、国勢調査その他の統計調査に利用することは認められていません。		その他	今回の実施状況を検証し、回答者の利便性の向上、調査員の負担軽減に鋭意取り組んでまいりたいと考えています。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
547	令和3年2月15日	令和3年3月9日	関税法違反の捜査機関	現在、違法薬物の輸入等関税法違反の事件は税関職員がやっているのだが、違法薬物の取り締まり、例えば覚醒剤取締法違反等の捜査は警察がやっている。事実上同じ輸入の事実の捜査を財務省と警察がやっているのは無駄ではないか。	人件費、捜査費用の無駄の削減。	個人	財務省 警察庁	関税法第11章	対応不可		それぞれの専門性を活かし、税関は水際における調査を、警察は国内の捜査を主にっており、業務の重複はなく、不正薬物の密輸取締りを効率的に行っています。今後とも、事案に応じ、連携・協力して取り組んでまいります。	
548	令和3年2月15日	令和3年3月26日	中古自動車輸出や保険に必要な情報の取得について	中古自動車輸出や保険には型式などの情報が必要となるが、全体を通して提供されている場所がない。 中古車輸出や船積み保険では大量の車両を処理する必要があり、車検証を見て1台ずつ入力する事は不可能である。	情報の取得先として「一般財団法人 自動車検査登録情報協会」は確かに有る。 だが、軽自動車や二輪は対象外だ。 しかも、国の手数料と協会の手数料を取られる。 金額もかなり高い。 使用するWEBインターフェースはかなり古臭い。 使用するWEBインターフェースはかなり古臭い。 CSVをアップロードしたりする必要もある。 天下り先としての組織としか思えない。 こんな組織解体してデジタル庁でAPIとして公開すべきだ。 もちろんセキュリティの検討も必要だし有料のサービスで構わない。 このAPIやWEBを用いれば盗難車や欠陥車の検査にも使用できる。 修理工場で修理履歴を入力する様になればかなり役に立つ。 なお、保険手続きなどで走行距離の変更の検査が必要となるが、車検時に取得されている筈なのでその値も取得出来る様にして欲しい。 車台番号をキーとしてメーカー、モデル、型式と メーカー、片式をキーとして車両諸元 は無料で公開してほしい。 自動車販売店のWEBでも使用出来るだろう。 現在の車番は日本の「型式 - 番号」と車両識別番号(VIN)が有るが輸出する時などに煩雑となるのでVINに統一してほしい。	個人	国土交通省	道路運送車両法における登録自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車、以下同じ。)は、国による所有権の公証が行われているため、同法第22条において、何人も、「登録事項等証明書」の交付を請求することができ、当該事項の電子的提供については、同法第96条の15から第96条の17までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報提供機関」という。)が行うこととされており、行政の簡素合理化及び様々なユーザーニーズに的確に応えるため、国が直接行うのではなく、民間機関に行わせることとしております。情報提供にかかる手数料については、登録情報提供機関は、請求者の委託を受けて国に対して手数料を納めており、登録情報提供機関が請求者に対し、国に納付する手数料相当額及びデータの加工・編集のための費用としての利用料金を請求しております。 令和元年5月に道路運送車両法を改正し、自動車検査証を電子化すること、また、電子化された自動車検査証のICチップの空き領域の利活用が規定されたところ。 また、自動車の諸元については、行政文書開示請求において、型式をキーとしての車両諸元情報(但し、情報公開法に則り転用による悪用等が可能な印鑑等を除く)の公開は有料で実施しております。車台番号については、現状国内においては日本産業規格(JIS)、車両識別番号(VIN)又は土木機械製品識別番号(PIN)の3種類を認めており、国としていずれかの種類を推奨する等の制限は行っていません。	道路運送車両法第58条第2項、第3項、第22条第1項、第3項、第72条	その他	登録自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車)につきましては、登録情報提供制度を活用頂くことで、中古輸出等の申請にかかる情報や、盗難車等の検査にかかる情報について取得可能です。情報提供利用料金については、登録情報提供機関において実費等を動員して定めておくと承知しています。また、令和元年5月の道路運送車両法改正により、自動車検査証の電子化及び民間等によるICチップの空き領域の利活用が可能となったところで、自動車検査証の電子化後は、自動車検査証情報がICチップに記録されることとなりますが、自動車ユーザー等において、記録した車検証の情報の閲覧を可能とすることや、検査・登録手続きのオンライン申請(OSS)等に対応できるよう車検証情報を出力することが可能となるアプリケーションを開発する予定で、アプリケーションを無償で提供することを想定しております。これにより手入力の削減やデータ活用に資する取り組みを図って参ります。自動車関連情報の利活用については、令和2年6月にとりまとめられた「自動車検査証の電子化に関する検討会」の報告書のとおり、自動車関連情報の情報連携サービスが展開されることを期待しております。車台番号については、国内生産車においては、JISでの管理を行っている車両が大部分を占めており、VINのみに規制するためには既存のJIS対応のシステム等を変更する必要がありますがあるため、事業者負担を強いることになると考えられます。	
549	令和3年2月15日	令和3年4月16日	SNS内(ツイッター)における性犯罪・性暴力被害防止、また被害者への速やかな救済活動のための提案	※インターネット上、特にSNSであるツイッター内の違法有害情報による性犯罪・性暴力被害を防止、また被害者救済のための情報を提供する目的での公式ツイッターアカウントを開設し、前記2点に関する情報を継続的に配信する事。 ※性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号「#8891」及び、警察庁の性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」を知らしめるポスター類を作成し、特に未成年者の目に留まる場所に掲示する事。	10月4日現在、SNSであるツイッター上にハッシュタグ「#ひととき融資」「#個人融資」等を複数の間金業者が用い、違法な融資勧誘を行っています。このうち「ひととき融資」は、お金を貸し付ける際に良い条件を示しながら相手に性的関係を求める融資方法で、実際には個人情報や裸の画像を盾に脅迫されるといった事態が多く起こっています。 また、ハッシュタグ「#ひととき融資」を利用してお金を借りようとした女性が、個人情報や裸の画像等をだまし取られるといった状況も見られます。 そこで、特にツイッター内での違法有害情報による性犯罪・性暴力被害を防ぐ、また性犯罪・性暴力被害者救済のための情報を提供する目的での公式ツイッターアカウント開設をお願いいたします。前記2点に関する情報を継続的に配信する事で、広く国民に知らしめる事が出来るかと思えます。 特に性犯罪・性暴力被害の対象となりやすい10代から30代の女性に向けての違法有害情報発信をすることにより、注意喚起を促すことができるとかと思えます。 同様に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号「#8891」及び、警察庁の性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」を公告する目的のポスター類を掲示し広く知らしめる事により、被害対象となりやすい世代に注意喚起を促すと同時に、各電話窓口の存在を周知させることによる速やかな被害者救済に繋がるかと思われれます。	個人	内閣府 警察庁	なし	対応	内閣府では、性犯罪・性暴力被害者の相談窓口として、都道府県のワンストップ支援センターの運営を支援するとともに、SNSを活用した「性暴力に関するSNS相談キュアタイム」を実施しています。また、内閣府男女共同参画局のFBアカウントを活用し、広報・啓発を行っています。 内閣府では「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)、第5次男女共同参画基本計画等に基づき、教育・啓発を進めており、HP、「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12~11/25)、「若年層の性暴力被害予防月間」(令和3年4月から)等を活用し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号「#8891」等の周知を図っています。 警察庁では、「第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月30日閣議決定)等に基づき、広報啓発活動を促進し、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」の周知を図るなどしております。	SNS、HP、「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12~11/25)、犯罪被害者週間(11/25~12/1)、「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)等を活用した周知を図ってまいります。	
550	令和3年2月15日	令和3年3月9日	SNS(特にツイッター)内における、間金業者による違法な融資勧誘及び違法情報流布への対応に関する提案	※既存の金融庁公式ツイッターアカウント「金融庁個人間融資対策 @fsa_P2PL」による継続的な間金業者への注意喚起及び警告を配信し、また違法な融資勧誘を行い違法情報を流布せんとするツイッターアカウントに対する警告を、広く国民に見える形で行う事。 ※一般社団法人セーフティーネット協会運営による違法情報通報システム「インターネット・ホットラインセンター」もしくは「セーフライン」内に違法融資情報通報のための項目を設置し、当事者及び第三者が主に間金業者による違法な融資勧誘情報を通報しやすくする事。	10月4日現在、SNS、ツイッター上にハッシュタグ「#ひととき融資」「#個人融資」「#個人間融資」等を用い、複数のアカウントが融資広告勧誘を行っています。貸金業無登録業者の広告勧誘は、貸金業規制法及び出資法の一部改正法(通称ヤミ金融対策法)により禁止されています。 しかしツイッター内では多くのアカウントが貸金業登録番号を表示せず、違法と思われる融資広告勧誘を行っています。更にハッシュタグ「#借りパク」等称し、間金業者と思われるアカウントによる個人情報の無断開示(返済が延滞した借主と推察)が行われています。 現在ツイッター上には、金融庁公式アカウント「金融庁個人間融資対策 @fsa_P2PL」によって違法と思われる融資勧誘に対し注意喚起がなされていますが、7月末以降情報発信がされておられません。そのため、一見すると更新が止まっているかのように見えます。 また素人目には、登録番号を示さず融資勧誘することは明らかな違法状態に見えますが、現在当該金融庁公式アカウントはプライバシーによる注意喚起に留まっています。 是非国民の目に見える形で違法情報発信および、違法状態への警告を行って頂き、現在SNS上にある危険への警告として頂きたいと思えます。 『一般社団法人セーフティーネット協会運営による違法情報通報(以下省略)』につきまして、これを設置及び公告することにより、間金業者の違法性危険性を広く国民に知らしめることが出来るかと思われれます。 また、違法融資通報窓口を設置されますと、被害者及び第三者からの情報提供が簡便になり、より多くの情報が寄せられる事も期待出来ます。	個人	金融庁 警察庁	109	【提案の具体的内容に記載されている一つ目の御提案について】 金融庁においては、同庁公式Twitterアカウント(金融庁個人間融資対策(@fsa_P2PL))を開設し、令和元年11月以降、Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対し、当該アカウントから直接返信することで、個別に注意喚起を行う取組(以下「本取組」といいます。)を、令和2年7月以降も継続的に実施してきたところですが、御提案を踏まえ、当該アカウントからの広く一般への注意喚起についても積極的に実施してまいります。加えて、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起についても引き続き実施してまいります。 また、本取組については、その対象としたアカウントのうち7割以上が削除・凍結されるなどの効果がみられているところではありますが、本取組の実施後もなお個人間融資の勧誘の書込みを続けているなど、貸金業法の規定に抵触する行為を行っているアカウントについては、必要に応じて、捜査当局への情報提供や警告等の対応を検討・実施してまいります。 【提案の具体的内容に記載されている二つ目の御提案について】 警察庁が業務委託により運営するインターネット・ホットラインセンターにおいては、インターネット上の違法情報等について、運用ガイドラインに基づき、プロバイダ等への削除依頼等の対応の依頼や警察への通報をしています。 警察において無登録貸金業に係る情報を認めた場合には、事件化、プロバイダ等への削除依頼等の適切な措置を講じることとしています。	【一つ目のご提案について】 現行制度下で対応可能 【二つ目のご提案について】 対応不可	【提案の具体的内容に記載されている一つ目の御提案について】 金融庁においては、Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対し、同庁公式Twitterアカウント(金融庁個人間融資対策(@fsa_P2PL))から直接返信することで個別に注意喚起を行う取組(以下「本取組」といいます。)を、令和2年7月以降も継続的に実施してきたところですが、御提案を踏まえ、当該アカウントからの広く一般への注意喚起についても積極的に実施してまいります。加えて、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起についても引き続き実施してまいります。 また、本取組については、その対象としたアカウントのうち7割以上が削除・凍結されるなどの効果がみられているところではありますが、本取組の実施後もなお個人間融資の勧誘の書込みを続けているなど、貸金業法の規定に抵触する行為を行っているアカウントについては、必要に応じて、捜査当局への情報提供や警告等の対応を検討・実施してまいります。 【提案の具体的内容に記載されている二つ目の御提案について】 インターネット上の融資に関する情報について適切な措置を講じるためには、当該情報が違法なものであるか否かを判断する必要があり、インターネット利用者がこうした情報を発見した場合には、警察へ通報又は金融庁へ情報提供していただくことが望ましいと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
551	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査の見直し	実施方法の見直し	質問内容が、地方自治体に問い合わせを行えば分かると思われる事項のため、実施方法を見直すべきと思慮される。また、質問内容の大部分が、マイナンバーに紐づけられている事項のため、デジタル化を推進して取得方法を完全自動化すれば常に新しい統計資料として利用できる。経済的な効果は、予算を他の事業に回せる。社会的な効果は、調査員に貸与している物品がフリマなどに流出しないことから、調査員を語っての犯罪が無くなる。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
552	令和3年2月15日	令和3年3月9日	日本年金機構の紙申請の多さ	年金関係が複雑すぎて、毎回紙での申請が多すぎる。 スマホから申請するとか、今の電子申請は複雑だったりマイナンバーカードが必要だったりするので、スマホでも簡単に申請できるようにして欲しい。 あと、もし電子申請してものを紙で打ち出しているなど、無駄な紙を使っているのであればペーパーレスではないので変えるべき。 また、年金手帳が欲しいのに20分以上待たされるのは苦痛。 そして、年金事務所に行ったときに対面で話さなくてはいけないためコロナ感染等が心配です。テレビモニター越しとかできるようにして欲しい。	コロナ対策・紙を使わないためエコであるとともに完全非接触型役所を作るモデルになれば、未来志向的にも良いかと。	個人	厚生労働省	公的年金に関する手続きの多くは、電子政府の総合窓口(e-Gov)による電子申請が可能となっており、e-Govによる電子申請では、スマートフォンから、申請自体はできませんが、申請した手続きの事務処理状況の確認等を行うことが可能です。 日本年金機構においては、より多くの方に電子申請をご利用いただけるよう、利用方法を紹介する動画やパンフレットの作成など利用環境の改善を図っています。 また、日本年金機構内における事務処理については、現在、電子申請で提出された電子データについては、紙に打ち出さず画面審査・電子決裁によりペーパーレスで処理しております。 年金手帳については、新たに国民年金の被保険者となった方等に対して、基礎年金番号をお知らせするために送付しています。年金手帳の再交付手続は、郵送や電子申請により行うことが可能です。 日本年金機構における新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を定め、当該ガイドラインを確実に運用することにより、お客様への感染拡大防止に取り組んでいるところです。		対応	電子申請については、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)に基づき対象手続きの拡大等に取り組むとともに、ペーパーレスでの処理の拡大に向けた対応を進めてまいります。 国民年金手帳については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により、令和4年4月1日以降は廃止され、代替措置として同日以降は、必要な情報のみを記載した基礎年金番号通知書の送付に切り替える予定です。 日本年金機構においては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行してきていることを踏まえ、日本年金機構においても来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデル(オンラインビジネスモデル)への転換を図っていくことが急務であると考えており、具体的な施策を検討しております。	
553	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査	国勢調査のリンク等の案内を各省庁、都道府県、市町村等の目立つところに強制的に貼る。	国勢調査の案内が、行政のサイトにない。 e-GOVにない。 内閣府にもない。 住んでる自治体にもない。 回収率が低いと報道されているが、そもそも政府ができるところから対応していない。 管轄の総務省は小さくリンクがあるだけ。 縦割りどころか、縦に通っているかも怪しい。	個人	総務省	番号263の回答を参照してください。				
554	令和3年2月15日	令和3年7月20日	超高齢者の医療について	胃ろう増設に関しては厳格に適応を絞るべきだ。	意識のない患者に胃ろう増設を行い経管栄養を行っても肺炎を繰り返すおそれが高い。 医療としては 無駄に積極的に行われすぎていると感じる。	個人	厚生労働省	胃瘻の造設にあたっては、胃瘻造設の必要性、管理の方法などについて患者や家族に丁寧に説明した上で実施することとされています。また、年間の胃瘻造設件数が多い医療機関であって、経口摂取回復率等の要件を満たさない場合には、報酬を減算することとしています。	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」(令和2年3月5日保医発0305第1号) 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第3号)	現行制度下で対応可能	今後も適切な制度の運用に努めてまいります。	
555	令和3年2月15日	令和3年3月9日	メタボ健診	メタボ健診は効果がないにも関わらず効果検証もされず数百億円の予算を使っています。周囲で役に立ったという声は聞かれず無駄としか思えません。即刻廃止すべきです。	数百億円のコスト削減になります。	個人	厚生労働省	高齢者の医療の確保に関する法律では、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の生活習慣病の予防・改善を図ることを目的に、加入者に特定健康診査を実施し、その結果、一定の基準に該当する者に特定保健指導を実施することを保険者に対し義務付けています。また、特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部について、保険者に対し、国庫により補助を行っています。	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条	その他	事業効果の検証については、今年度から予防・健康づくりの政策効果に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証事業を開始しており、この事業の1つとして、特定健診・保健指導の事業効果についても検証を進めています。厚生労働省としては、この実証結果の政策への反映を見据え、まずは着実に実証事業を進めていきたいと考えています。	